

パートタイム労働者の現状

目 次

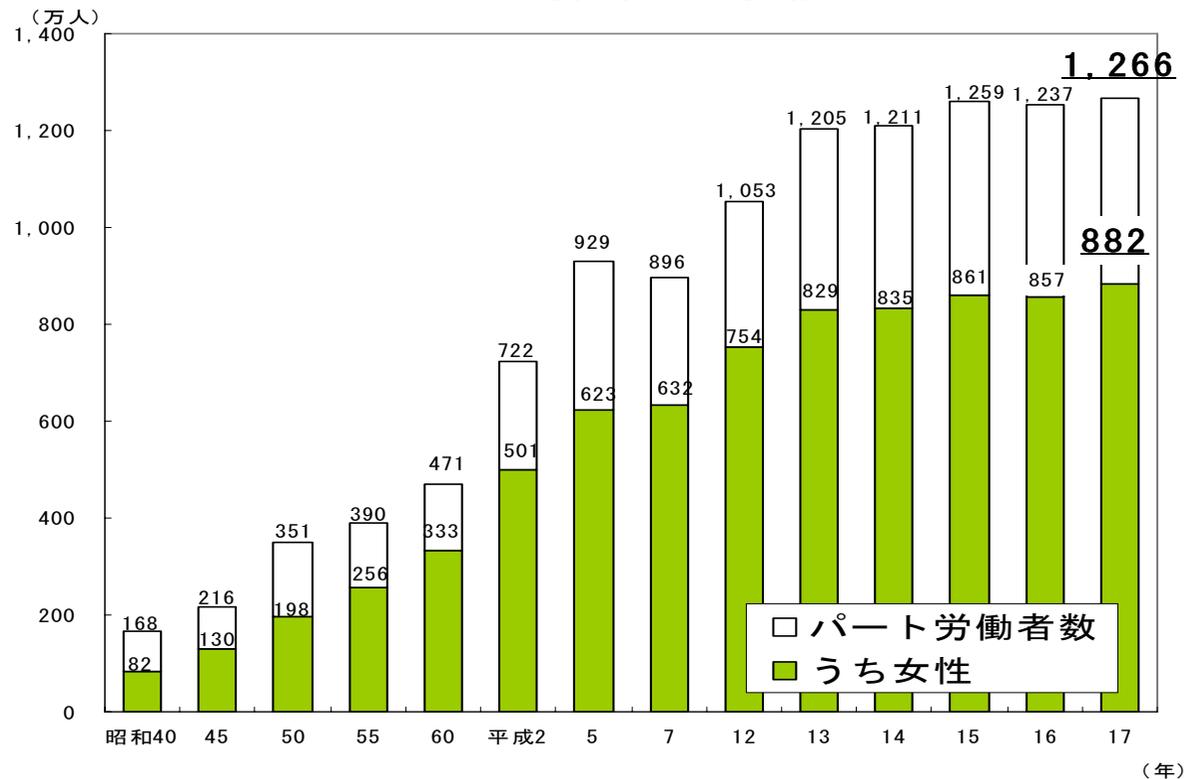
1. パート労働者数の動向	1
2. 労働日数・時間数、雇用期間、勤続年数	5
3. 入職・離職状況	14
4. 年収・賃金	15
5. 年齢別就業者	17
6. 職務・職責が同じパート労働者	19
7. 責任ある地位に就いているパート労働者	20
8. パートを雇用する理由	23
9. 求人・求職状況	24
10. パートで働く理由	25
11. 業種別就業者	27
12. パート労働者の公的年金加入状況	29
（参考1）厚生年金の標準報酬月額の下限の算定方法	30
（参考2）雇用保険制度における短時間労働者への適用範囲の変遷	31
（参考3）諸外国における短時間労働者に対する適用	33

1. パート労働者数の動向

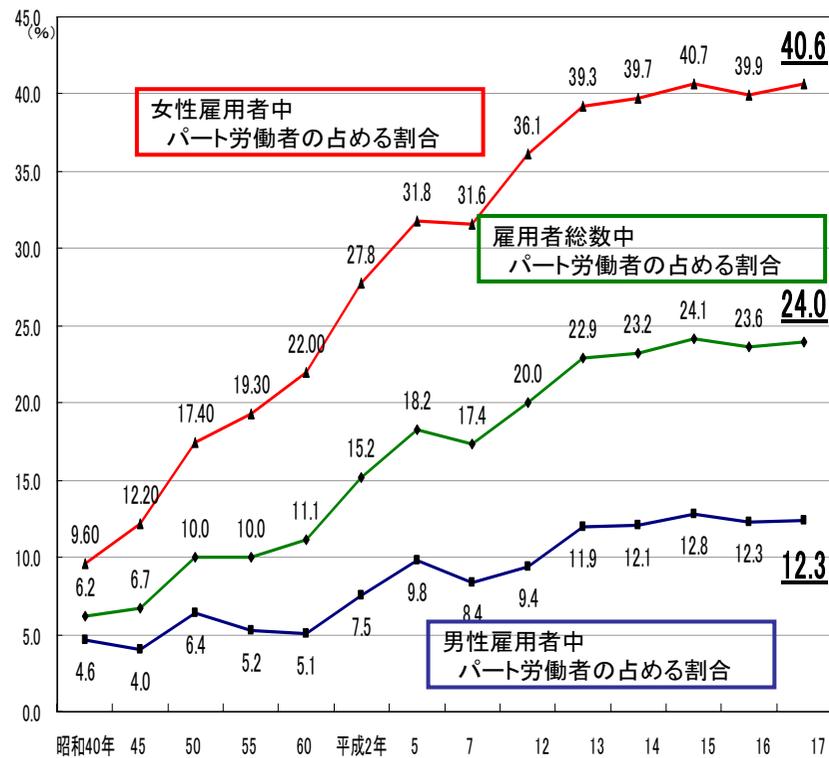
○パート労働者数は、平成17年には1,266万人に達し、非農林雇用者中に占める割合は24%と、約20年前の昭和55年の10%から大きく上昇している。

○また、女性雇用者中パート労働者の占める割合は40%、男性雇用者中パート労働者の占める割合は12%に達している。

パート労働者数の推移



パート労働者の割合の推移



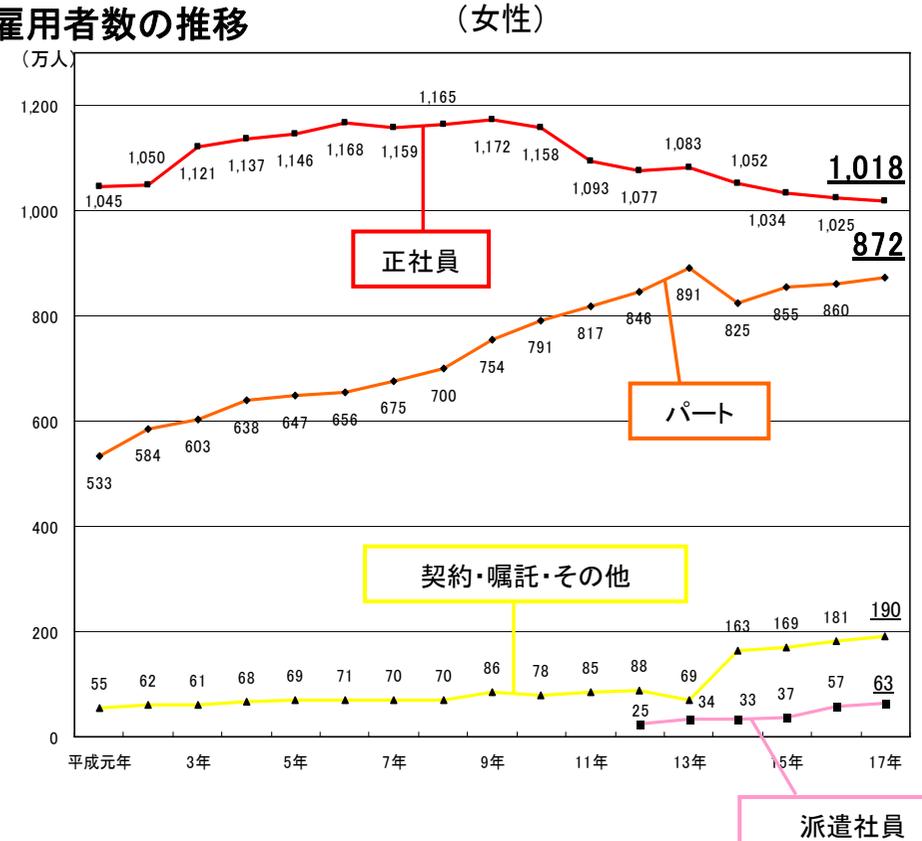
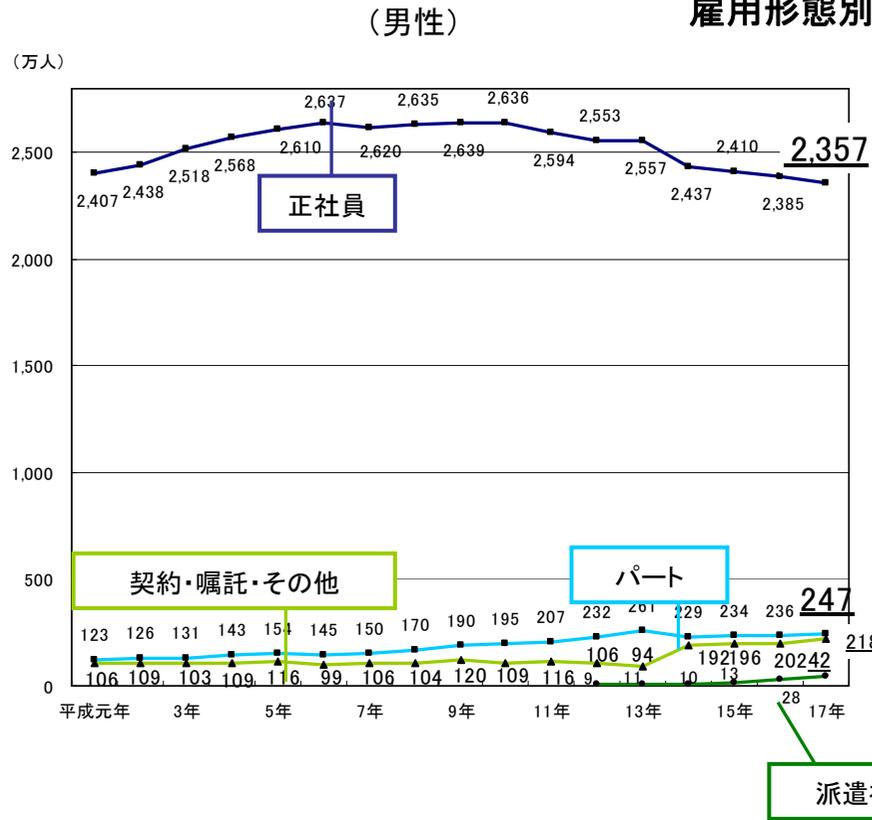
(注)パート労働者:週間就業時間が35時間未満の雇用者(農林業を除く)

出典:労働力調査(総務省)

○正社員の数が近年減少傾向にあるのに対し、パートの数は男性、女性ともに長期的に増加傾向にある。

○パートの数の増加は、労働需要側からみれば、産業構造の変化やグローバル化を背景とした企業のコスト意識の高まりが主因と考えられる一方、労働供給側からみれば、就業意識の多様化等を背景に、労働力を供給しやすい柔軟な形態として広がっている側面も強い。(平成18年版「労働経済の分析」より)

雇用形態別・性別雇用者数の推移



(注)「正社員」、「契約・嘱託・その他」、「派遣社員」は勤め先での呼称により分類。また、「パート」は勤め先で「パート・アルバイト」と呼称されている者。いずれも、農林業を含む全産業のもの。

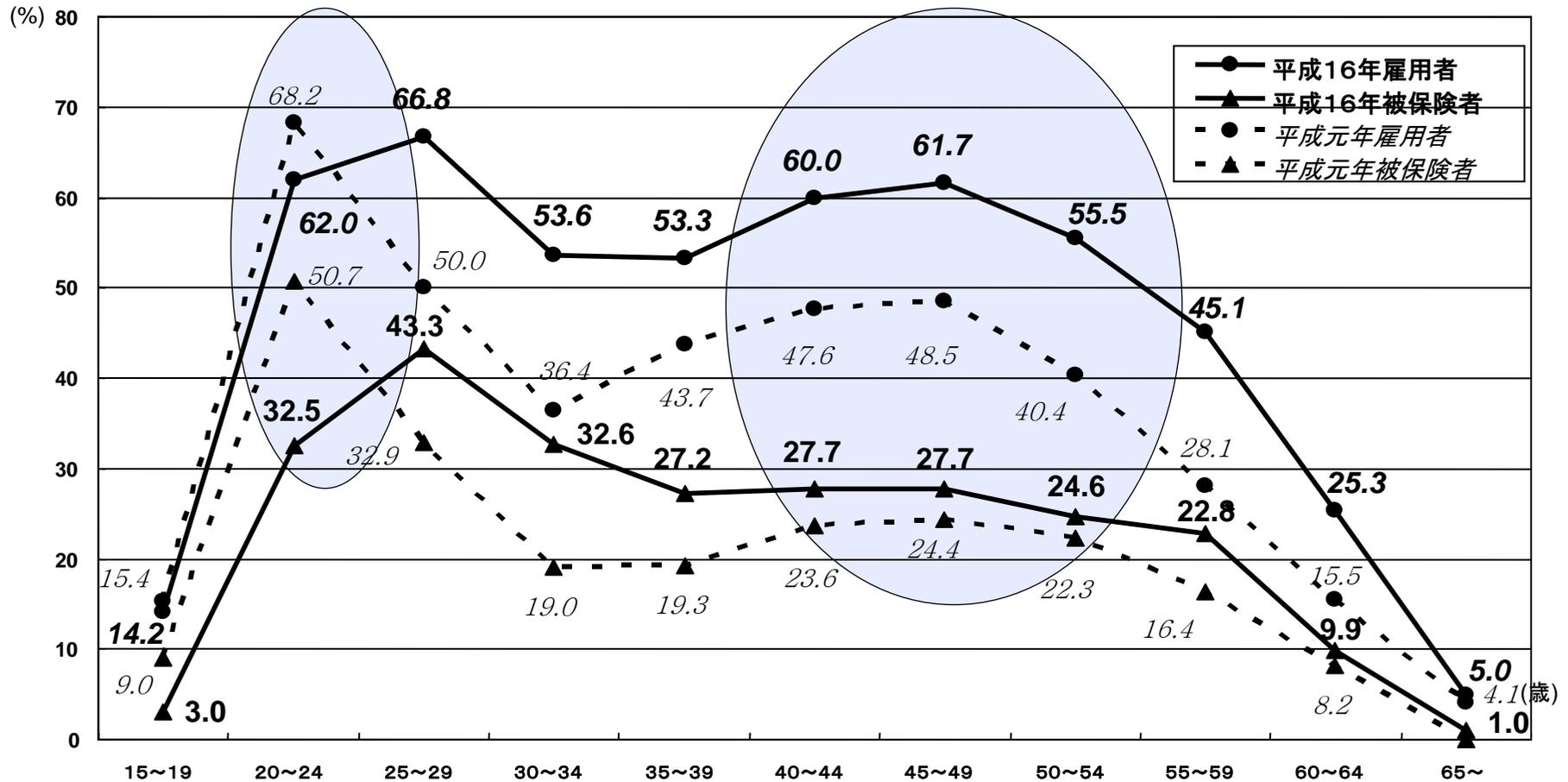
出所：労働力調査特別調査／労働力調査（詳細結果）（総務省）

※平成13年以前は「労働力調査特別調査」（各年2月）、平成14年以降は「労働力調査（詳細結果）」（各年平均）の数値

女性の年齢階級別雇用者比率と厚生年金被保険者比率の比較

○同一年齢階級内における「雇用者比率」（非農業）と「厚生年金被保険者比率」の乖離は全般的に拡大しており、特に20歳台前半や40歳以降で顕著となっている。

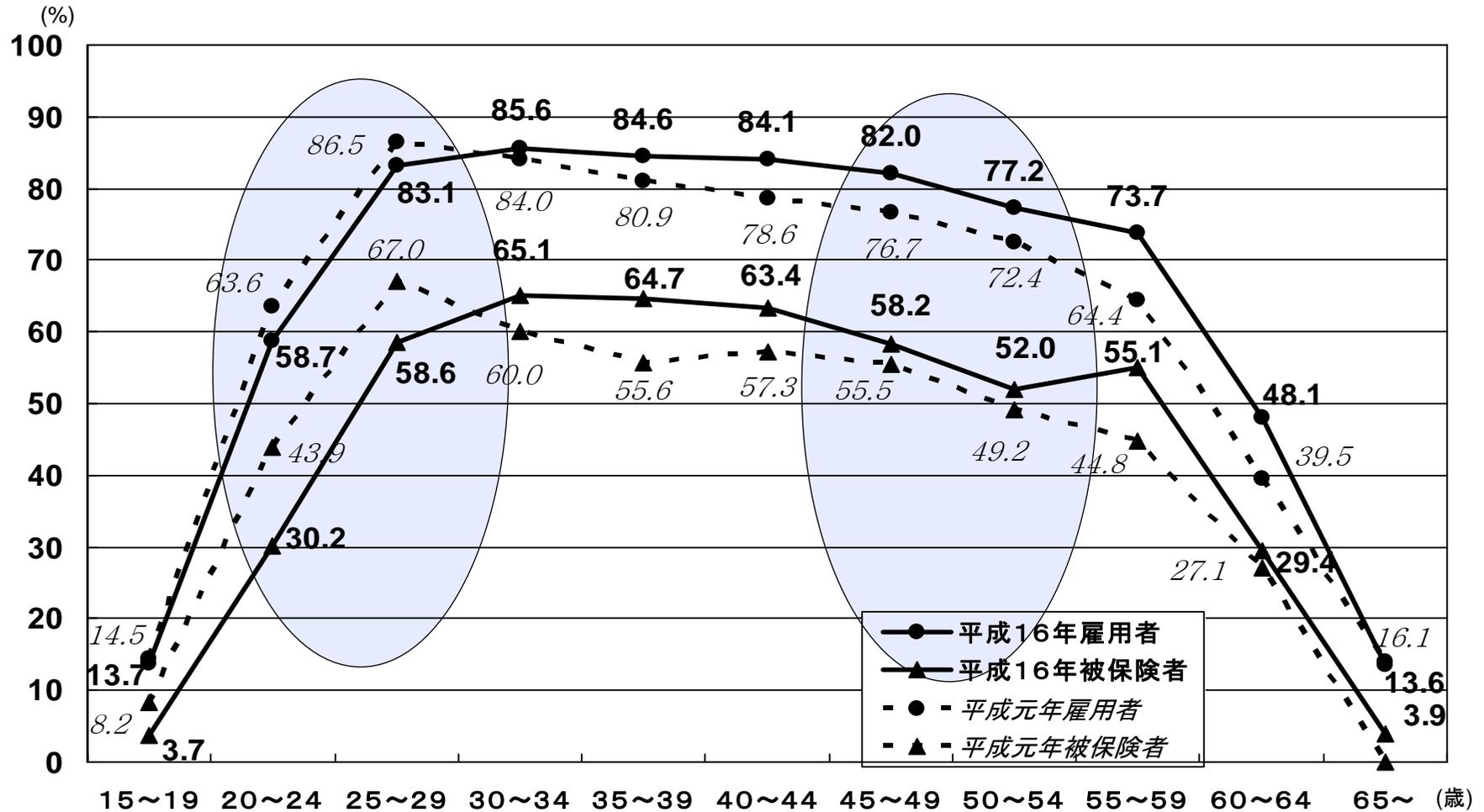
○また、40歳台と50歳台前半については、15年間で雇用者比率が10%以上伸びているが、厚生年金被保険者比率は3%前後しか伸びておらず、増加分の大半が非適用となっている。



(総務省「労働力調査」、社会保険庁「事業年報」より推計)

男性の年齢階級別雇用者比率と厚生年金被保険者比率の比較

○男性においても、20歳台や45歳以降で「雇用者比率」と「厚生年金被保険者比率」の乖離の拡大が顕著にみられる。



(総務省「労働力調査」、社会保険庁「事業年報」より推計)

2. 労働日数、労働時間数、勤続年数

○週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者はパート労働者全体の約34.8%を占める。
この層の年収は90万円～110万円が多い。

○週所定労働時間が20時間未満の者はパート労働者全体の約20.5%を占める。
この層の年収は65万円未満が多い。

パート労働者の週所定労働時間・年収階級別分布(男女計)

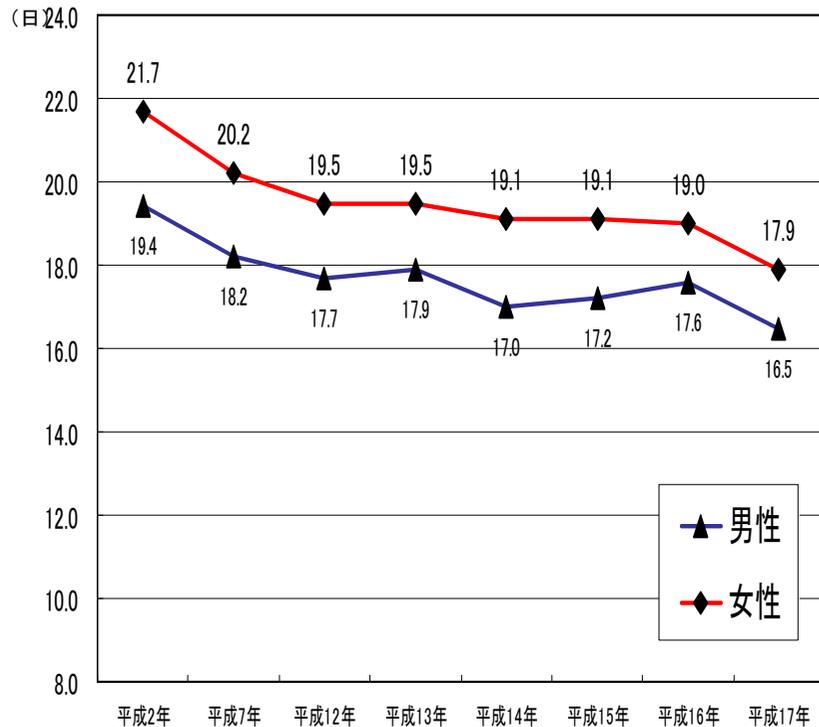
		前年の年収							合計	
		65万円未満	65万円以上 70万円未満	70万円以上 80万円未満	80万円以上 90万円未満	90万円以上 100万円未満	100万円以上 110万円未満	110万円以上 130万円未満		130万円以上
合計		23.0%	1.2%	5.0%	7.8%	12.6%	12.5%	7.5%	30.5%	100.0%
所定労働時間	35時間以上	3.0%	0.1%	0.3%	0.7%	1.1%	2.2%	2.5%	18.2%	28.1%
	35時間未満 30時間以上	2.8%	0.2%	0.5%	0.9%	1.9%	2.4%	2.1%	5.8%	16.5%
	30時間未満 25時間以上	2.3%	0.1%	0.7%	1.6%	<u>3.7%</u>	<u>3.3%</u>	1.3%	2.0%	<u>14.9%</u>
	25時間未満 20時間以上	4.8%	0.5%	1.6%	2.9%	<u>3.8%</u>	<u>3.0%</u>	1.2%	2.2%	<u>19.9%</u>
	20時間未満	<u>10.1%</u>	0.3%	1.9%	1.7%	2.1%	1.7%	0.5%	2.3%	<u>20.5%</u>

出典：平成13年パートタイム労働者総合実態調査(厚生労働省)

パート労働者の実労働日数、労働時間数は近年減少傾向にある。

(1) 労働日数

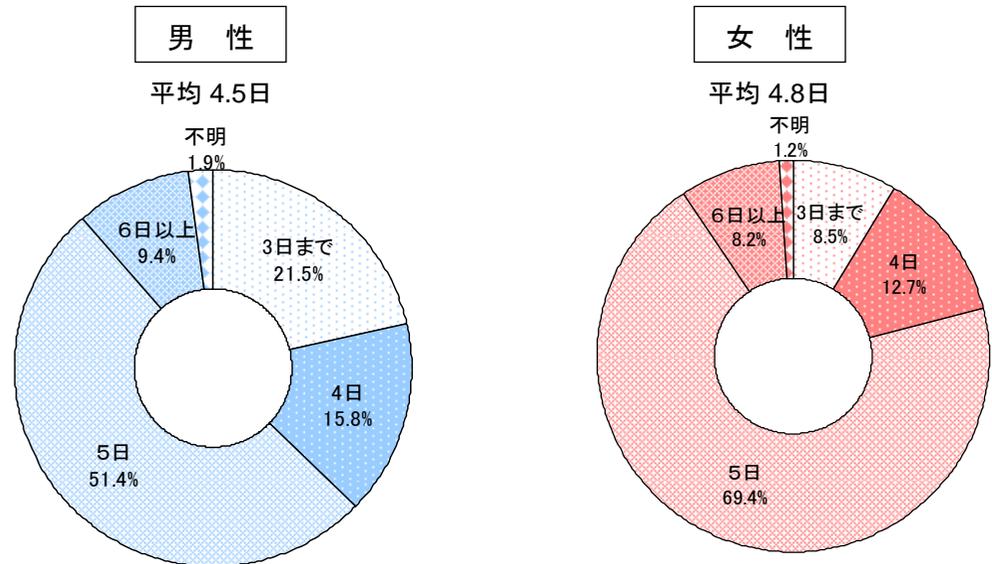
パート労働者の実労働日数



(注) パート労働者: 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週間の所定労働日数が一般の労働者よりも短い労働者。

出所: 賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

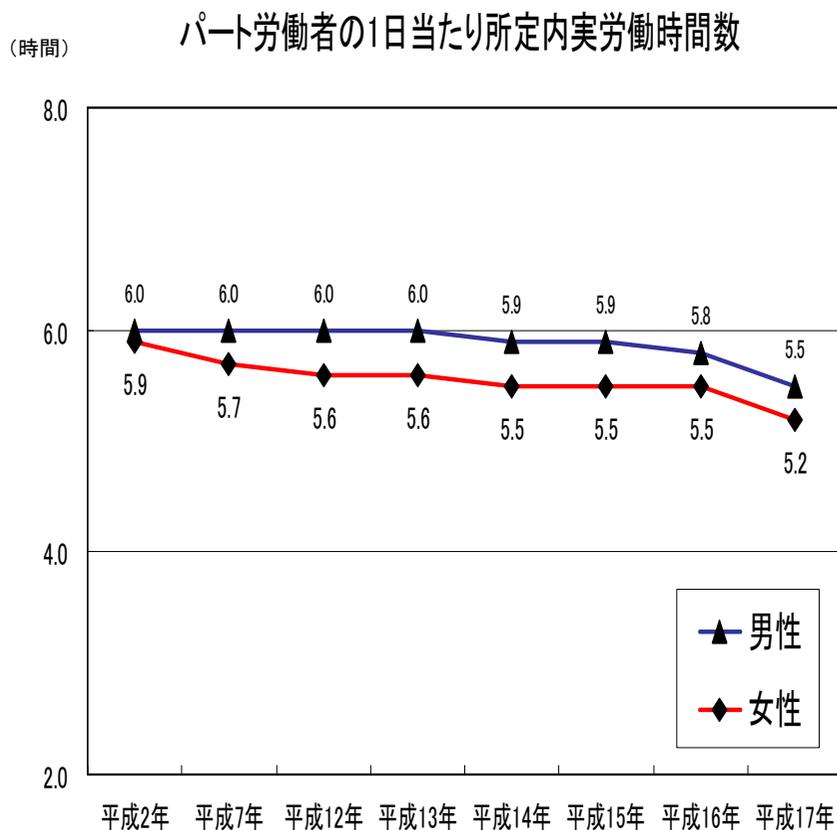
1週間の出勤日数



(注) パート労働者: 正社員以外の労働者で、呼称や名称にかかわらず、1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者。(正社員以外の労働者のうち、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者は含まれていない。)

出所: 平成17年パートタイム労働者実態調査 ((財)21世紀職業財団)

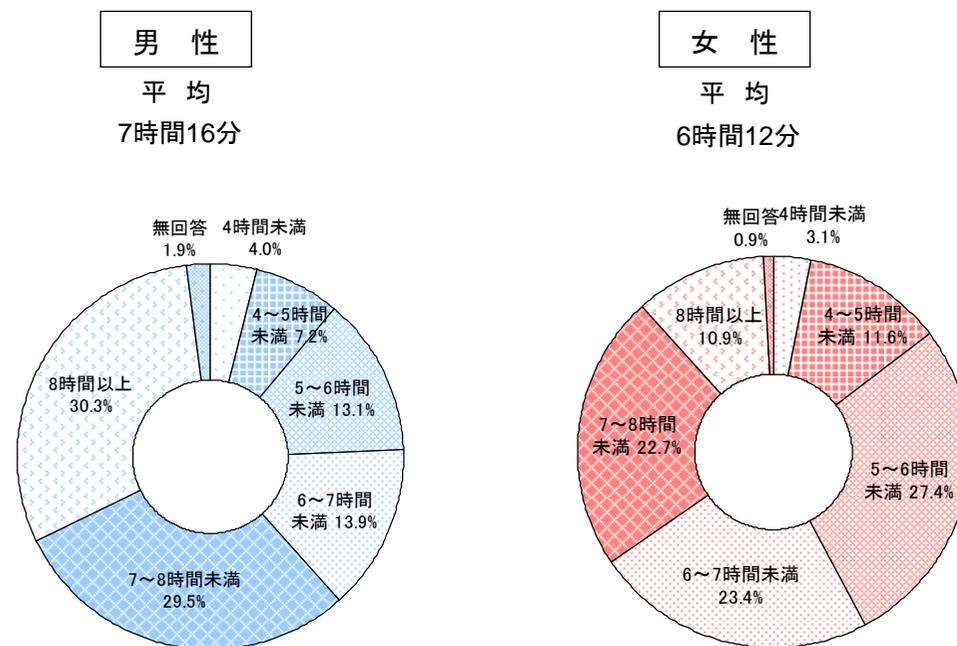
(2) 労働時間数



(注)パート労働者:1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週間の所定労働日数が一般の労働者よりも短い労働者。

出所:賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

1日の所定労働時間



(注)パート労働者:正社員以外の労働者で、呼称や名称にかかわらず、1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者。(正社員以外の労働者のうち、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者は含まれていない。)

出所:平成17年パートタイム労働者実態調査((財)21世紀職業財団)

(3) 雇用期間

パート労働者の雇用契約のうち44.3%は有期契約となっており、この約半分が12ヶ月(1年)契約となっている。

雇用契約期間の有無、契約期間階級別パート労働者数割合及び平均契約月数

【平成13年パートタイム労働者総合実態調査】

計	雇用契約期間が決められていた		契約期間									決められていない	不明	平均契約月数(ヶ月)
			1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4～5ヶ月	6ヶ月	7～11ヶ月	12ヶ月	13ヶ月以上	不明			
			100	44.3	[100]	[0.9]	[10.2]	[10.5]	[1.7]	[27.0]	[1.8]			

(参考：平成17年パートタイム労働者実態調査)

計	雇用契約期間が決められていた		契約期間							決められていない	不明	平均契約月数(ヶ月)
			1ヶ月	2～3ヶ月	4～6ヶ月	7～10ヶ月	11～12ヶ月	13ヶ月以上	不明			
			100	66.6	[100]	[1.0]	[11.6]	[24.8]	[2.4]			

注1:[]内は「雇用契約期間が決められていた」労働者を100とした割合である。

注2:パートタイム労働者:正社員以外の労働者で、呼称や名称にかかわらず、1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者(正社員以外の労働者のうち、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者は含まれていない。)

出典:平成13年パートタイム労働者総合実態調査(厚生労働省)
平成17年パートタイム労働者実態調査((財)21世紀職業財団)

有期契約でも8割以上で更新の経験があり、平均更新回数は約8回に上っている。

雇用契約更新の有無、更新回数別パート労働者数割合及び平均更新回数

【平成13年パートタイム労働者総合実態調査】

(単位：%)

雇用契約期間が 決められていた		更新したことがある		更新回数								更新し たこと がない	不明	平均 更新 回数 (回)
				1回	2回	3回	4回	5～10回	11～20回	21回以上	不明			
[44. 3]	100	85. 5	(100)	(16. 3)	(14. 4)	(10. 1)	(7. 5)	(28. 8)	(16. 4)	(6. 4)	(0)	14. 4	0. 1	7. 8

(参考：平成17年パートタイム労働者実態調査)

(単位：%)

雇用契約期間が 決められていた		更新したことがある		更新回数								更新し たこと がない	不明	平均 更新 回数 (回)
				1回	2回	3回	4回	5～10回	11～20回	21回以上	不明			
[66. 6]	100	85. 5	(100)	(18. 4)	(14. 8)	(10. 9)	(8. 2)	(25. 5)	(11. 9)	(5. 0)	(5. 3)	13. 5	1. 0	6. 9

注1：[]内は「雇用契約期間が決められていた」労働者である。

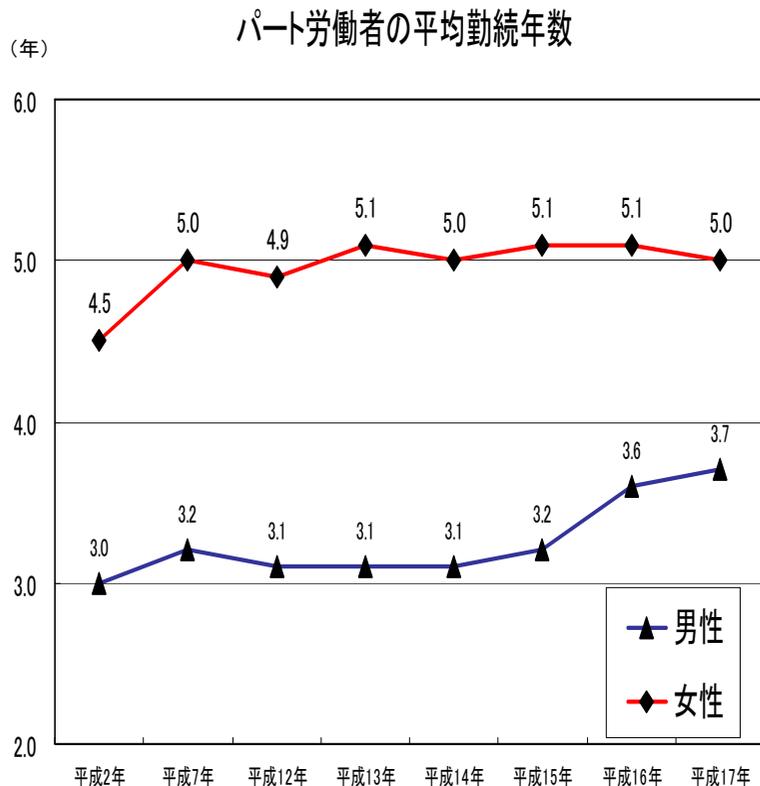
注2：()内は「更新したことがある」労働者を100とした割合である。

注3：パートタイム労働者：正社員以外の労働者で、呼称や名称にかかわらず、1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者
(正社員以外の労働者のうち、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者は含まれていない。)

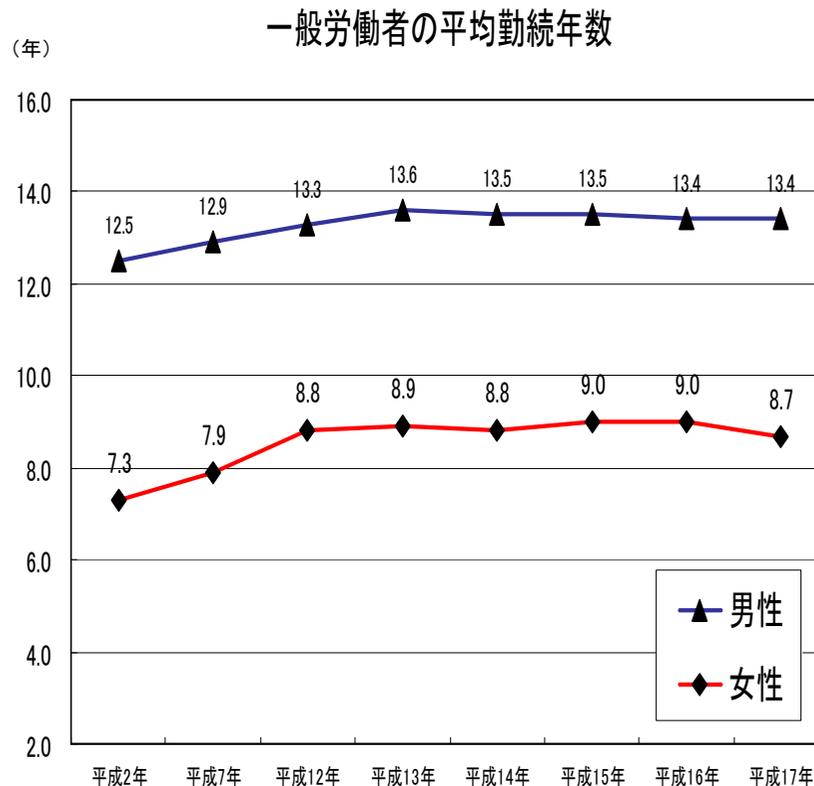
出典：平成13年パートタイム労働者総合実態調査(厚生労働省)
平成17年パートタイム労働者実態調査((財)21世紀職業財団)

(4) 勤続年数

パート労働者の平均勤続期間は一般労働者に比べかなり短い。特に男性の場合その差が顕著となっている。

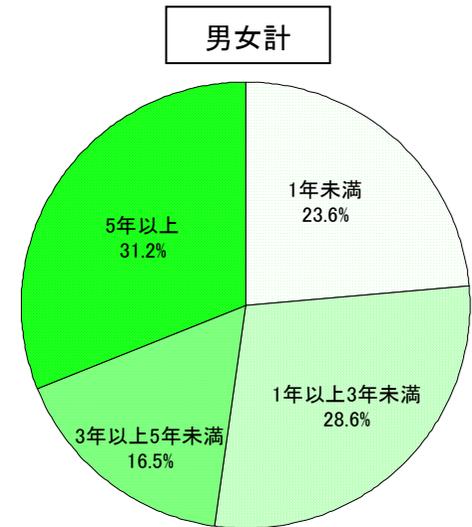
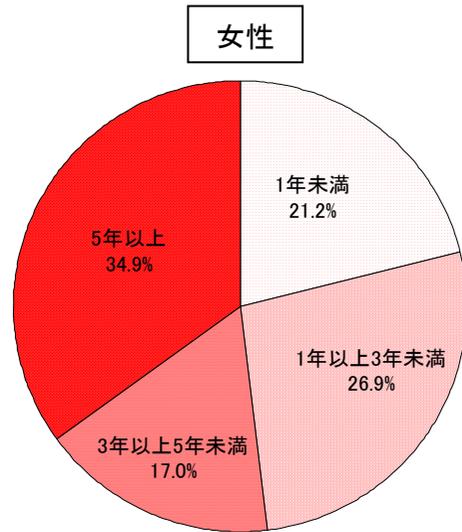
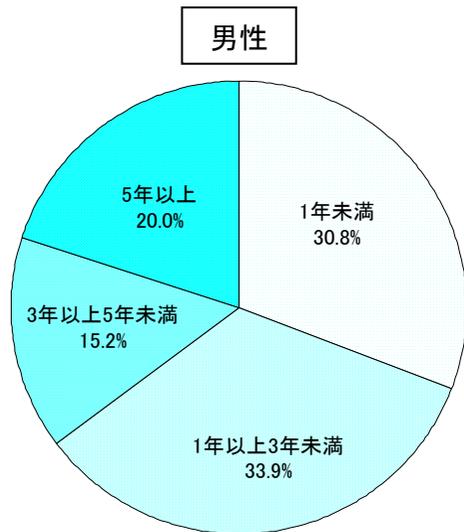


(注)パート労働者:1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週間の所定労働日数が一般の労働者よりも短い労働者。



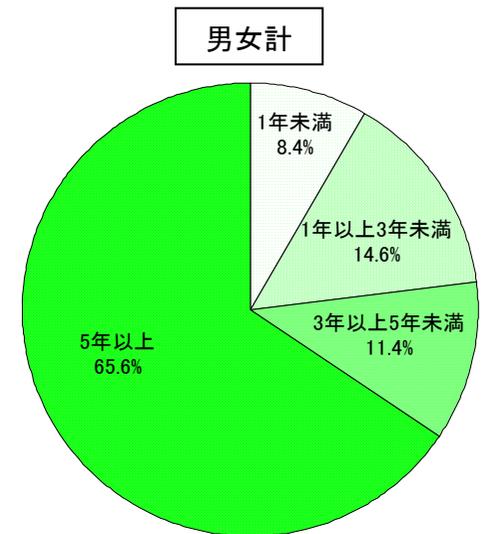
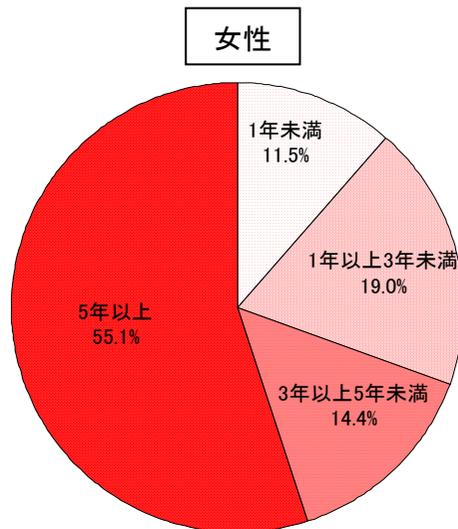
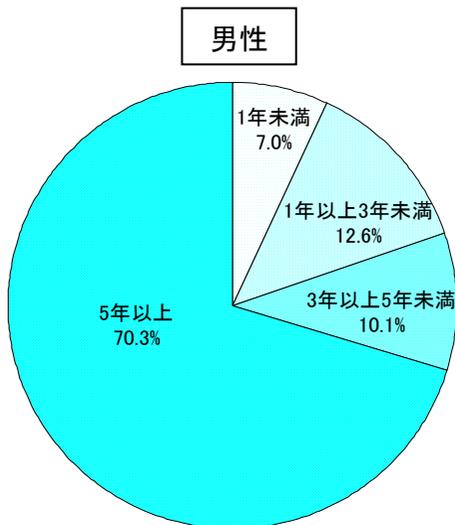
(注)一般労働者:短時間労働者以外の労働者。

【パート労働者の勤続期間別割合(平成17年)】



(注)パート労働者:1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週間の所定労働日数が一般の労働者よりも短い労働者。

【一般労働者の勤続期間別割合(平成17年)】

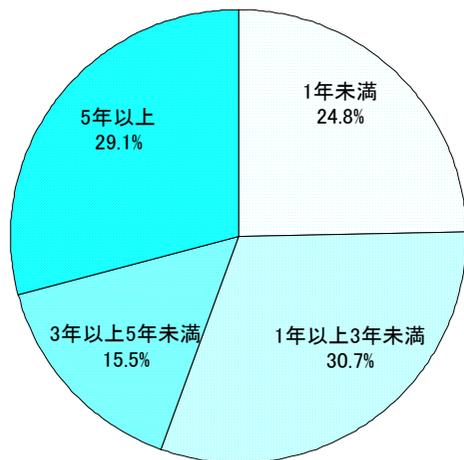


(注)一般労働者:短時間労働者以外の労働者。

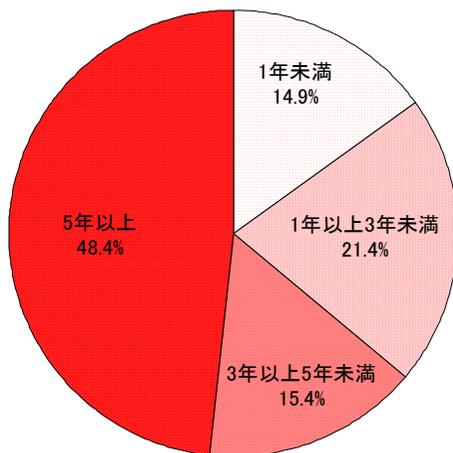
【業種別パート労働者の勤続期間別割合(平成17年)】

製造業

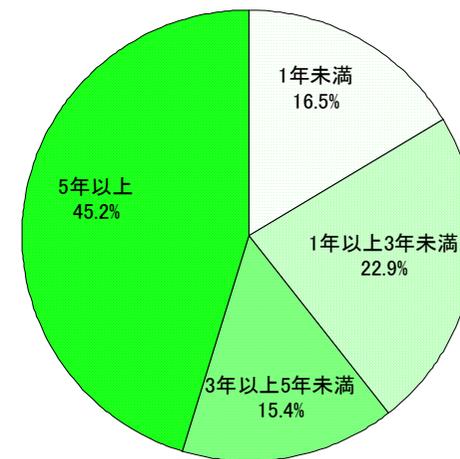
男性



女性

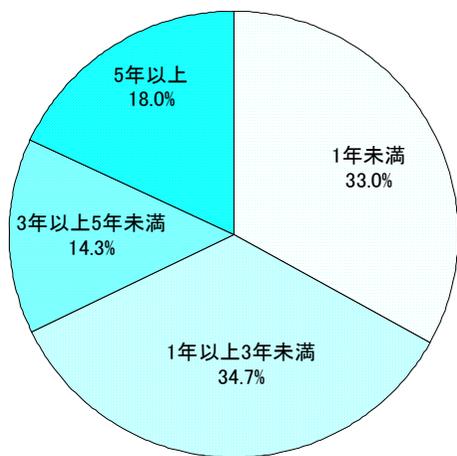


男女計

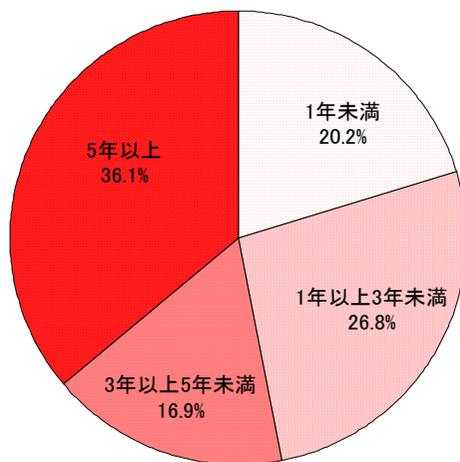


卸売・小売業

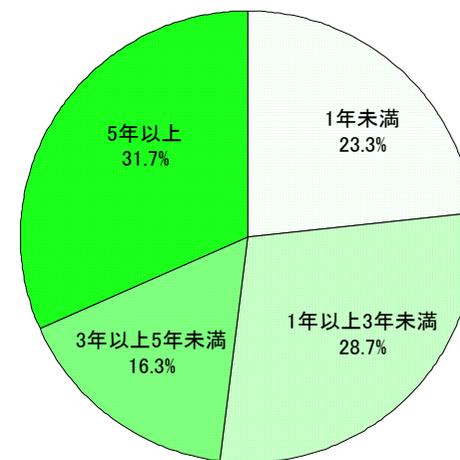
男性



女性

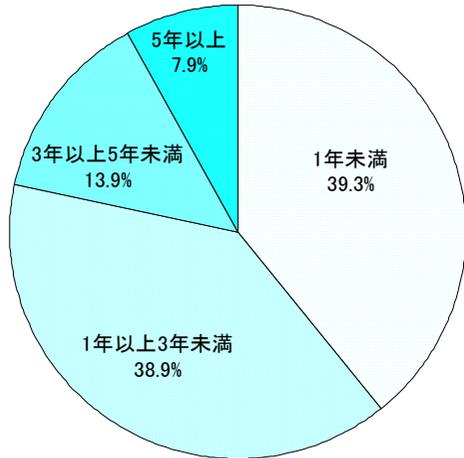


男女計

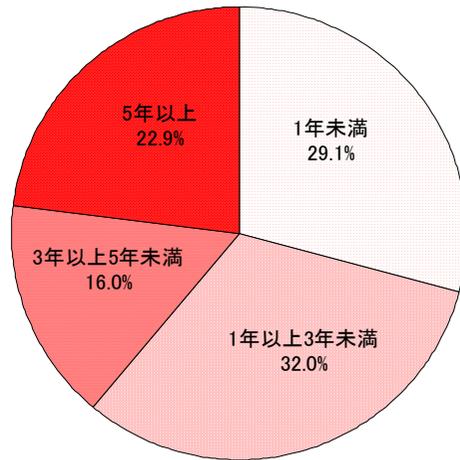


飲食店、宿泊業

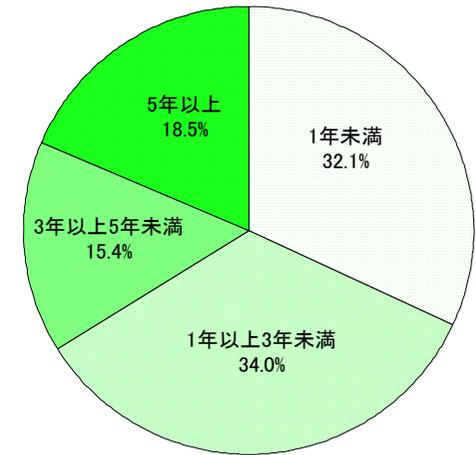
男性



女性

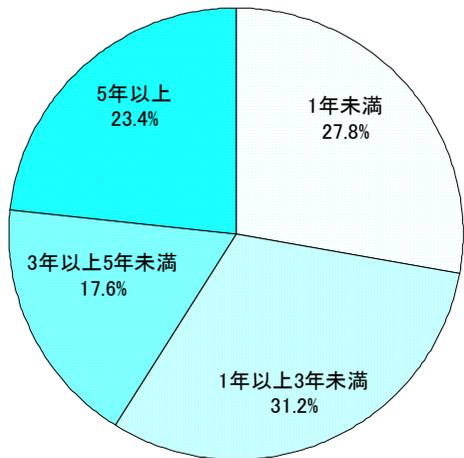


男女計

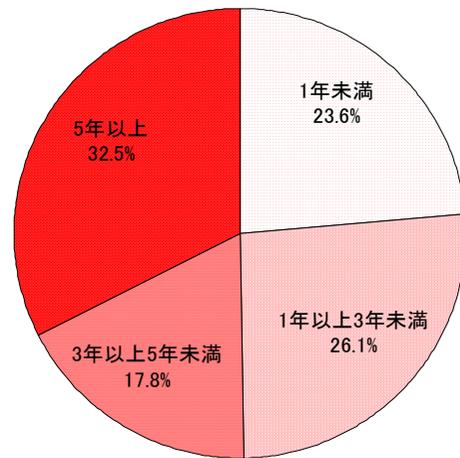


サービス業(他に分類されないもの)

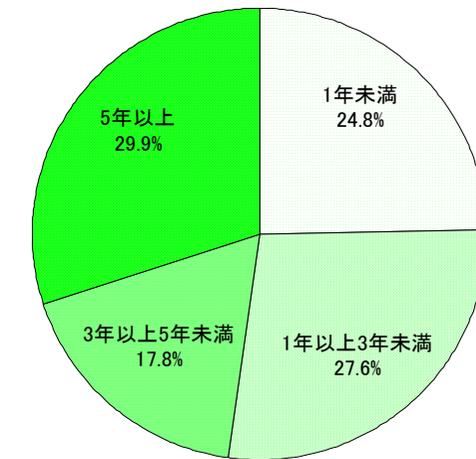
男性



女性



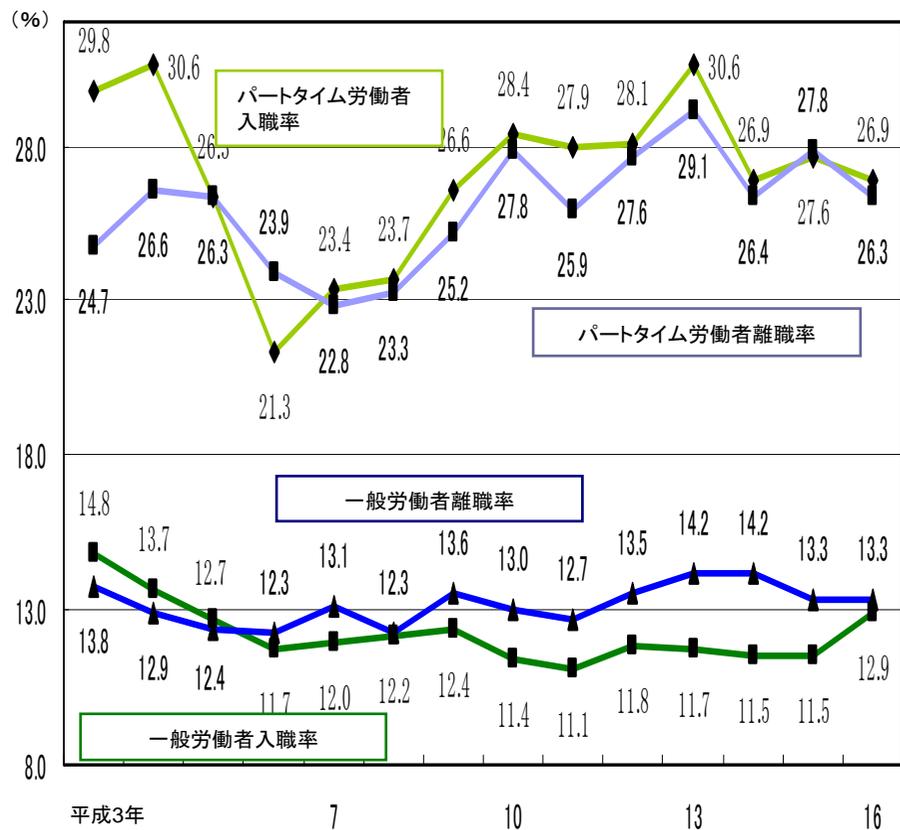
男女計



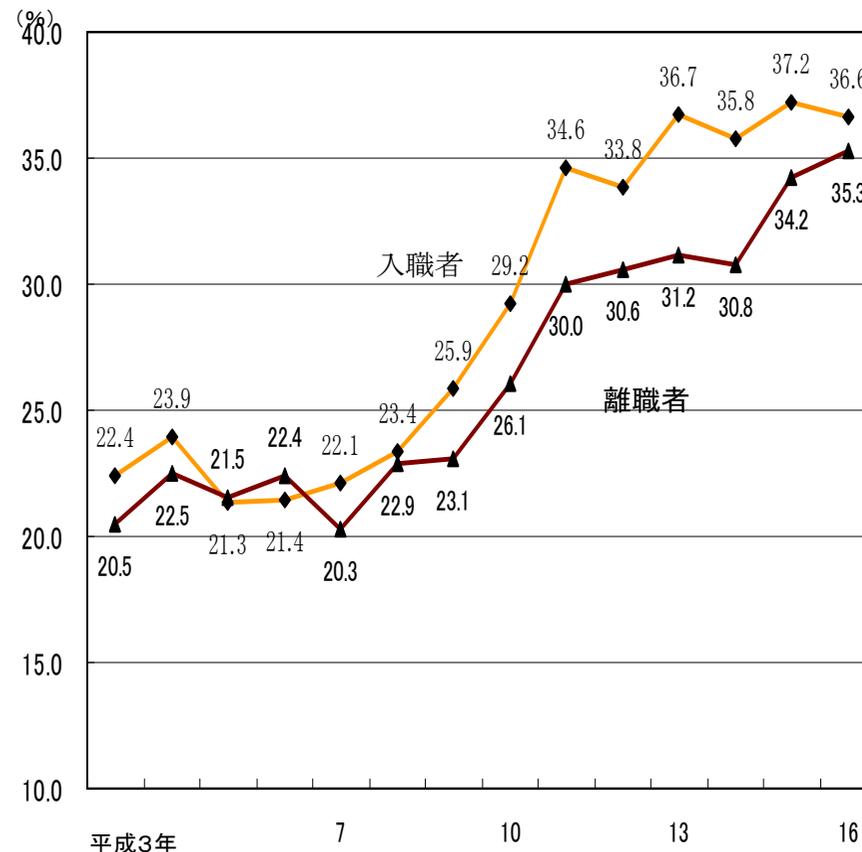
3. 入職・離職状況

パートタイム労働者の入職率・離職率は、一般労働者に比べ、概ね倍以上となっている。

入職率・離職率の推移



入職者、離職者に占めるパートタイム労働者の割合の推移



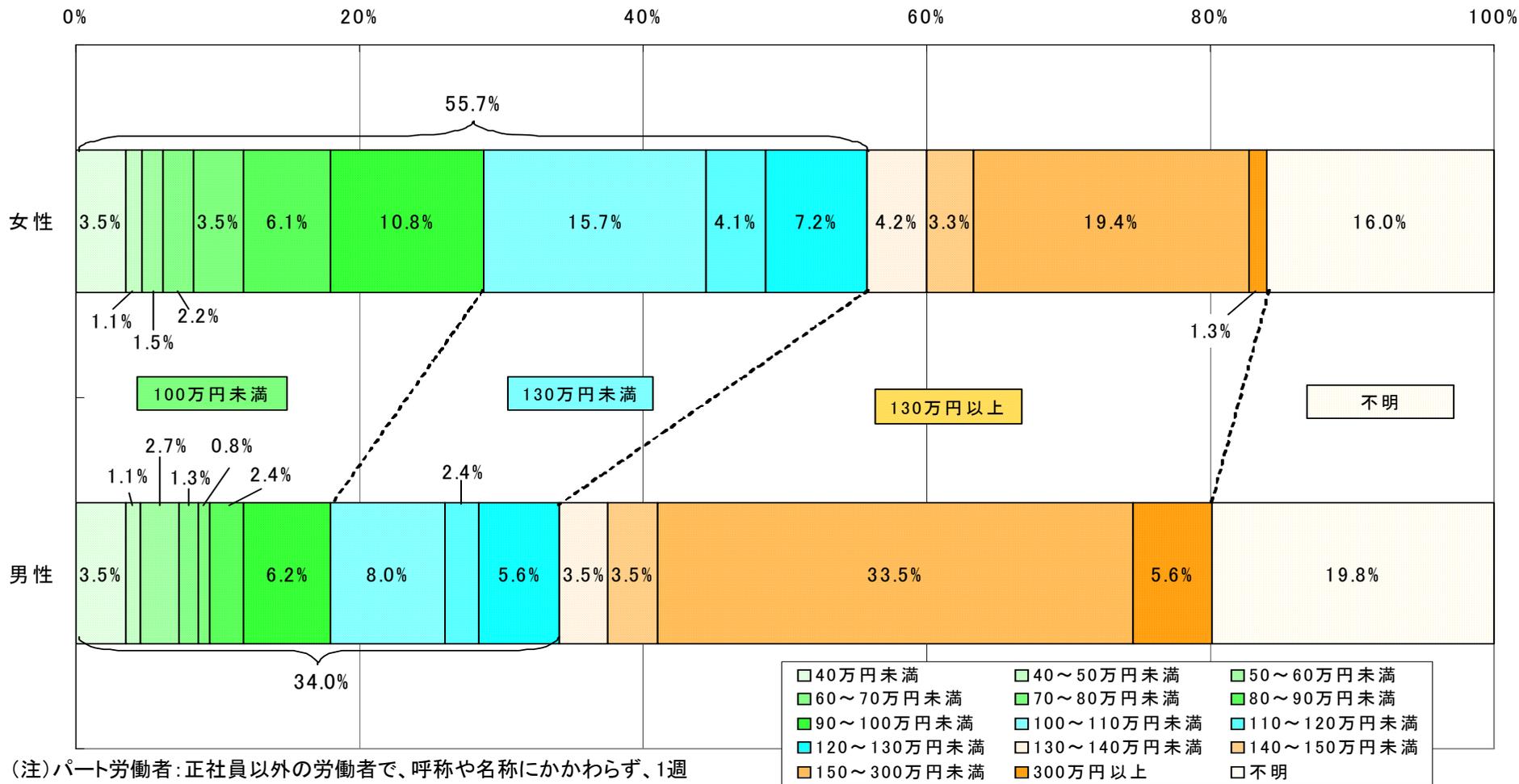
(注)パートタイム労働者:常用労働者のうち、1日の所定労働時間がその事業所の一般労働者より短い者、又はその事業所の一般労働者と1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない者。

4. 年収・賃金

(1) 年収

厚生年金の第3号被保険者の認定基準以下である年収130万円未満のパートタイム労働者は男性で34.0%、女性で55.7%となっている。

パートタイム労働者の過去1年間の年収別割合



(注)パート労働者: 正社員以外の労働者で、呼称や名称にかかわらず、1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者。(正社員以外の労働者のうち、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者は含まれていない。)

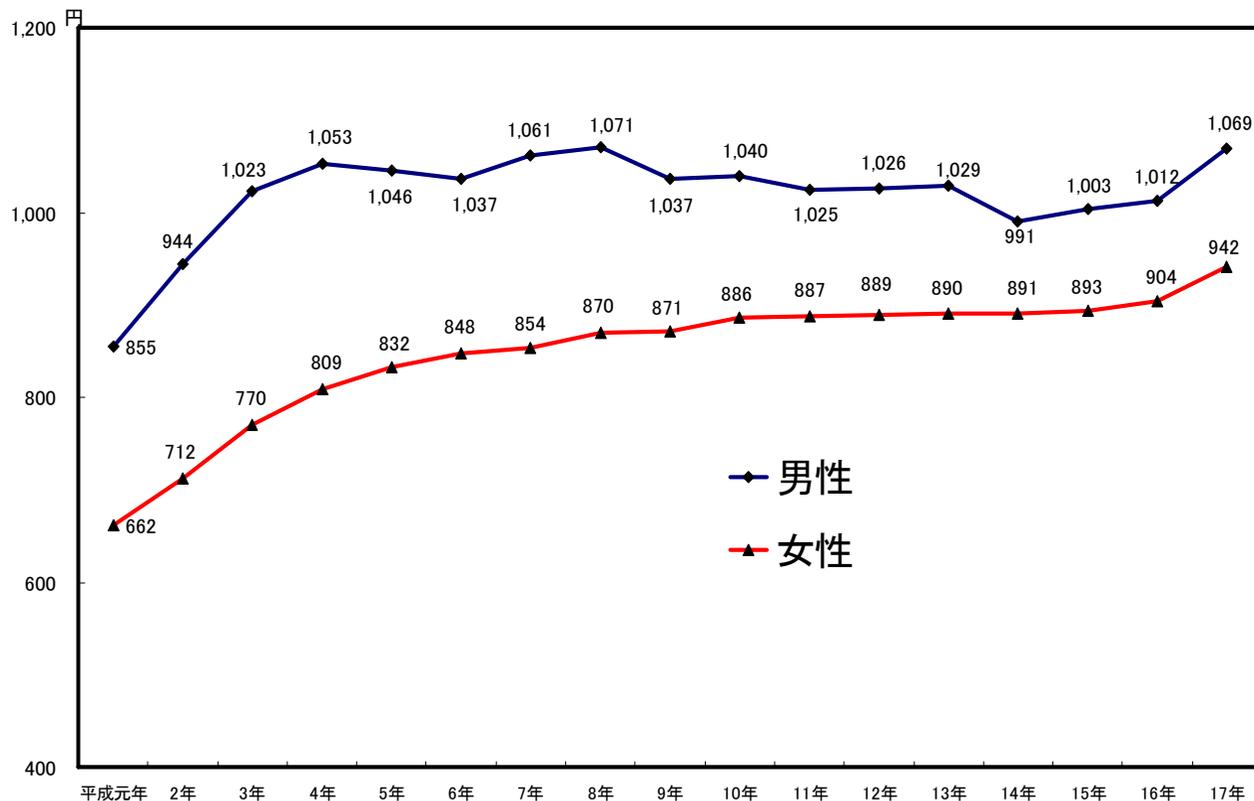
出所: 平成17年パートタイム労働者実態調査 ((財)21世紀職業財団)

(2)賃金

パートタイム労働者の時間当たり賃金額は、近年上昇傾向にあり、平成17年は、男性 1,069円、女性 942円となっている。

【パート労働者の1時間当たり賃金額の推移】

	男性	女性
平成元年	855 円	662 円
2年	944 円	712 円
3年	1,023 円	770 円
4年	1,053 円	809 円
5年	1,046 円	832 円
6年	1,037 円	848 円
7年	1,061 円	854 円
8年	1,071 円	870 円
9年	1,037 円	871 円
10年	1,040 円	886 円
11年	1,025 円	887 円
12年	1,026 円	889 円
13年	1,029 円	890 円
14年	991 円	891 円
15年	1,003 円	893 円
16年	1,012 円	904 円
17年	1,069 円	942 円



注) 一般労働者(男・女)の1時間あたり平均所定内給与額を100として、それぞれのパートタイム労働者(所定労働時間が一般労働者より短い者)の1時間あたり平均所定内給与額の水準を算出したものである。

出所:賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

5. 年齢別の従業員に占めるパート労働者の割合

男性では学生アルバイトに相当する20歳代前半までと65歳以上の高齢者に多いが、女性ではその中間の中年層にも多くなっている。

パート労働者(週間就業時間35時間未満の者)の年齢階級別従業者数・割合

(非農林業 単位:万人)

	男			女			男女計		
	パートの人数	従業者に占めるパートの割合	パート全体に占める割合	パートの人数	従業者に占めるパートの割合	パート全体に占める割合	パートの人数	従業者に占めるパートの割合	パート全体に占める割合
15～19歳	25	52.1%	1.7%	31	66.0%	2.1%	56	60.0%	3.7%
20～24	58	24.6%	3.7%	70	29.5%	4.7%	128	27.1%	8.5%
25～29	35	9.3%	2.3%	69	24.2%	4.6%	104	15.8%	6.9%
30～34	31	6.9%	2.1%	92	33.7%	6.1%	123	17.1%	8.2%
35～39	27	6.7%	1.8%	109	43.4%	7.3%	136	20.8%	9.1%
40～54	85	7.6%	5.7%	373	45.8%	24.9%	459	23.8%	30.6%
55～64	115	17.0%	7.7%	208	48.0%	7.7%	323	29.2%	21.5%
65歳以上	96	42.3%	6.4%	74	56.5%	4.9%	169	47.2%	11.3%
年齢計	471	13.4%	31.4%	1,029	41.6%	68.6%	1,499	25.0%	100.0%

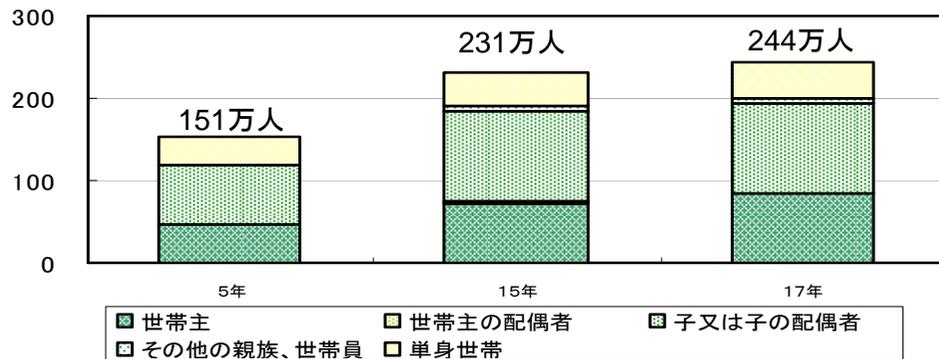
出所：平成17年労働力調査（総務省）

※ 資料の制約から、「雇用者」の他に「自営業者」「家族従業者」を含む（「雇用者」だけを対象とした年齢階層別データは存在しない）。なお、パート労働者総数1499万人のうち、「雇用者」は1266万人、「自営業者」は153万人、「家族従業者」は78万人である。

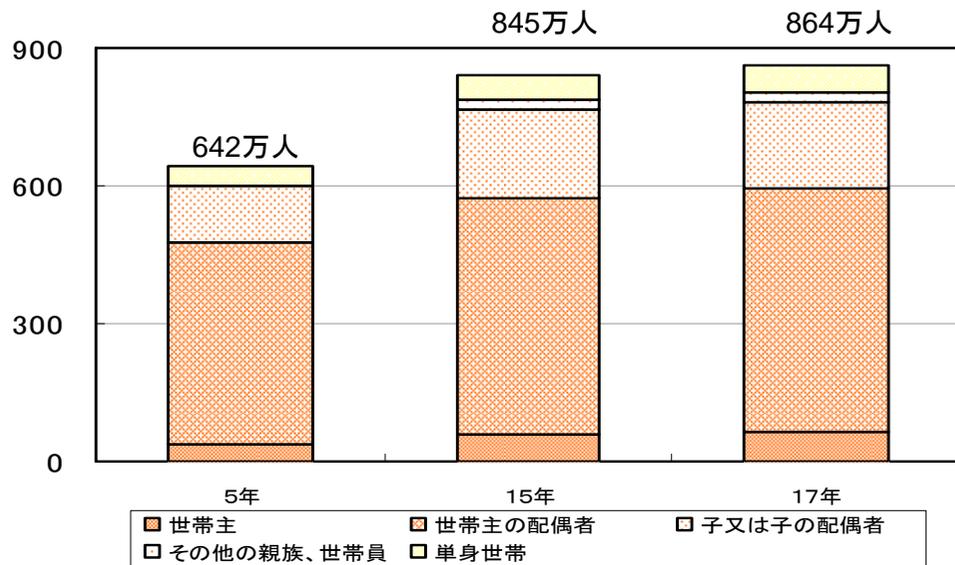
○パート労働者の世帯主との続柄をみると、男性は世帯主の「子又は子の配偶者」(44.7%)、「世帯主」(34.0%)の割合が高いが、平成5年と比較すると、「世帯主」の増加率が大きい。
 ○女性は「世帯主の配偶者」の割合が61.3%と依然として最も高いが、平成5年と比較すると男性と同様に「世帯主」の増加率が大きい。

世帯主との続柄別パート労働者の推移

男性



女性



	平成5年	平成15年	平成17年	平成5年から平成17年の間の増加率
総計	152 (100.0)	231 (100.0)	244 (100.0)	1.6倍
世帯主	47 (30.9)	73 (31.6)	83 (34.0)	1.8倍
世帯主の配偶者	0 (0.0)	1 (0.4)	1 (0.4)	—
子又は子の配偶者	71 (46.7)	110 (47.6)	109 (44.7)	1.5倍
その他の親族世帯員	—	8 (3.7)	8 (3.2)	—
単身世帯	36 (23.7)	39 (16.9)	42 (17.2)	1.2倍

	平成5年	平成15年	平成17年	平成5年から平成17年の間の増加率
総計	642 (100.0)	845 (100.0)	864 (100.0)	1.3倍
世帯主	39 (6.1)	61 (7.2)	63 (7.3)	1.6倍
世帯主の配偶者	437 (68.1)	510 (60.4)	530 (61.3)	1.2倍
子又は子の配偶者	125 (19.5)	193 (22.8)	189 (21.9)	1.5倍
その他の親族世帯員	0 (0.0)	21 (2.5)	22 (2.5)	—
単身世帯	41 (6.4)	58 (6.9)	58 (6.7)	1.4倍

(注)「パート労働者」: 勤め先で「パート・アルバイト」と呼称されている者(農林業を除く)

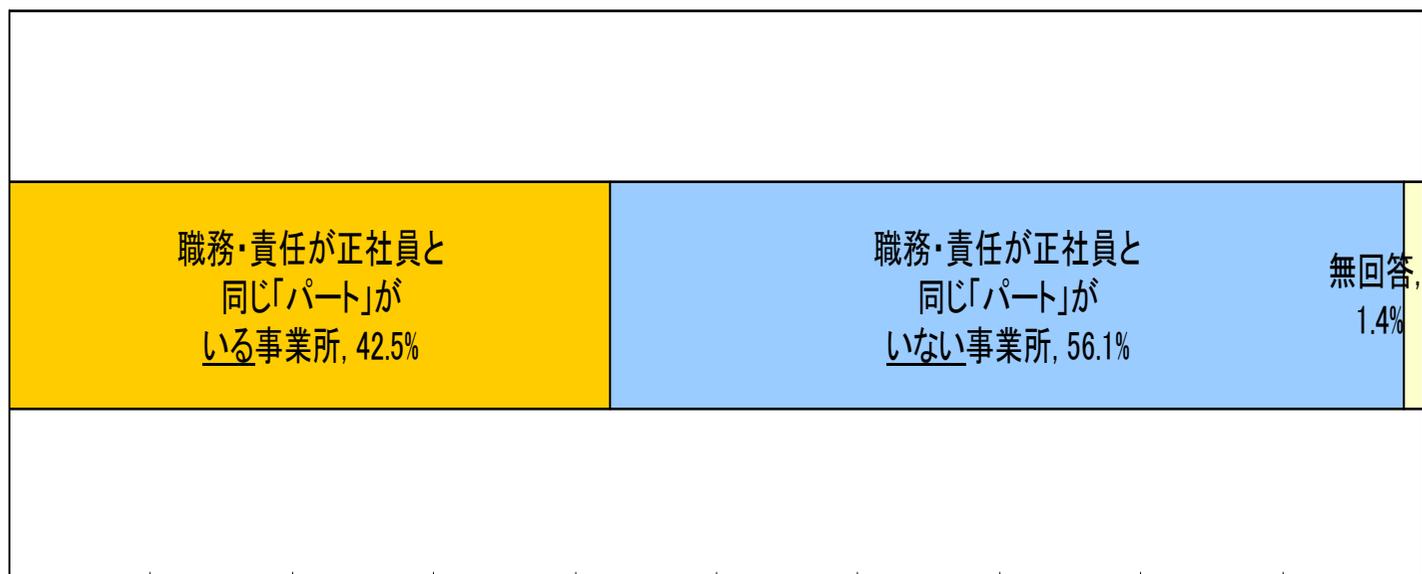
出所: 労働力調査特別調査(平成5年2月)／労働力調査(詳細結果)(平成15,17年)(総務省)

※パート労働者数は農林業を含む全産業のもの。

6. 正社員と職務・職責が同じパート労働者

職務・責任が正社員と同じ「パート」がいるとしている事業所は42.5%に上っている。

職務・責任が正社員と同じパート労働者の有無

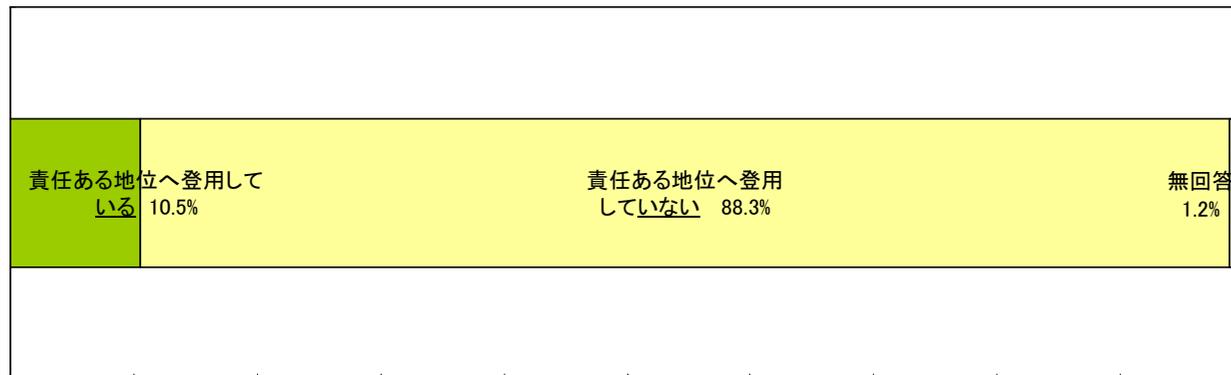


(注)パート労働者:正社員以外の労働者で、呼称や名称にかかわらず、1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者。(正社員以外の労働者のうち、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者は含まれていない。)

7. 責任ある地位に就いているパート労働者

10.5%の事業所が、「パート」をグループリーダー、主任、管理職といった責任ある地位へ登用している。

責任ある地位への登用の有無

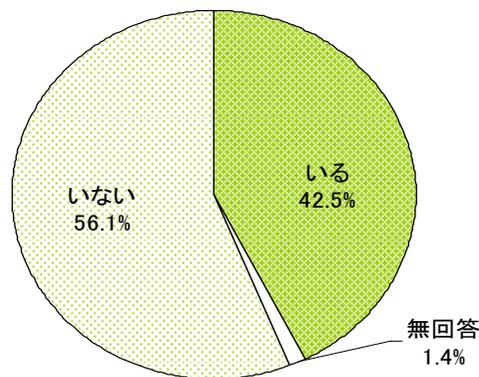


(注)パート労働者:正社員以外の労働者で、呼称や名称にかかわらず、1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者。(正社員以外の労働者のうち、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者は含まれていない。)

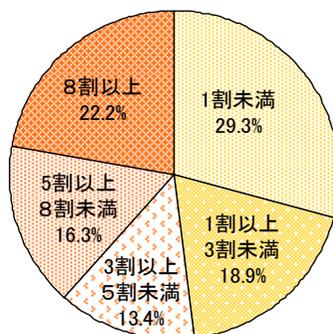
出所：平成17年パートタイム労働者実態調査（(財)21世紀職業財団）

- 職務が正社員とほとんど同じパートが「いる」とする事業所は、42.5%を占める。
- 職務が正社員とほとんど同じパートが「いる」場合、職務が正社員とほとんど同じパートのうち、正社員と人材活用の仕組みや運用が実質的に異なる者が「いる」とする事業所は35.7%を占める。

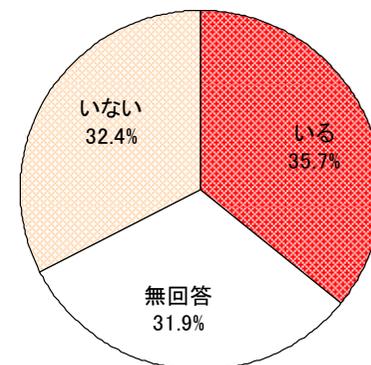
職務が正社員とほとんど同じパート労働者がいるかどうか
(事業主回答)



職務が正社員とほとんど同じパート労働者のパート全体に占める割合(事業主回答)



職務が正社員とほとんど同じパート労働者について、正社員と人材活用の仕組み・運用が実質的に異なる者がいるかどうか
(事業主回答)



※「職務が同じ」とは、「通常従事する業務内容だけでなく、作業レベル（難易度）、求められる能力、責任や権限の範囲も含む。例えば、トラブル発生などの臨時・緊急の対応、ノルマや与えられた権限といった業務上の責任について、正社員と同じように課せられているか考慮するとともに、作業を行う上で必要な能力、作業の難易度、肉体的・精神的負担なども含む。」に対する回答

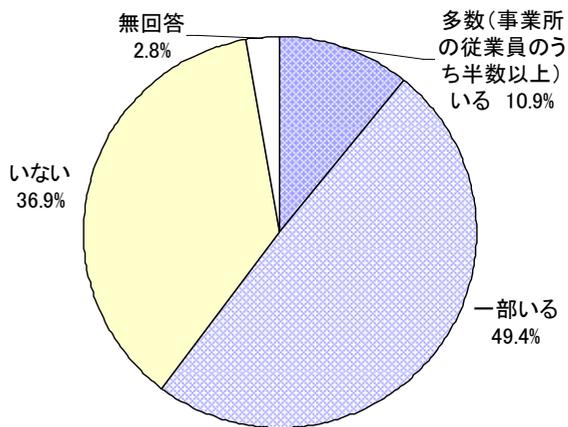
※「人材活用の仕組みや運用が同じ」とは、「例えば、人事異動の幅・頻度、役割の変化（責任・権限の重さの変化）など時間的経過の中で、労働者にどの様な職務経験を積ませていく仕組みを有しているか、その仕組みが運用されているかで判断します。」に対する回答

(注)パート労働者:正社員以外の労働者で、呼称や名称にかかわらず、1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者。(正社員以外の労働者のうち、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者は含まれていない。)

出所：平成17年パートタイム労働者実態調査（(財)21世紀職業財団）

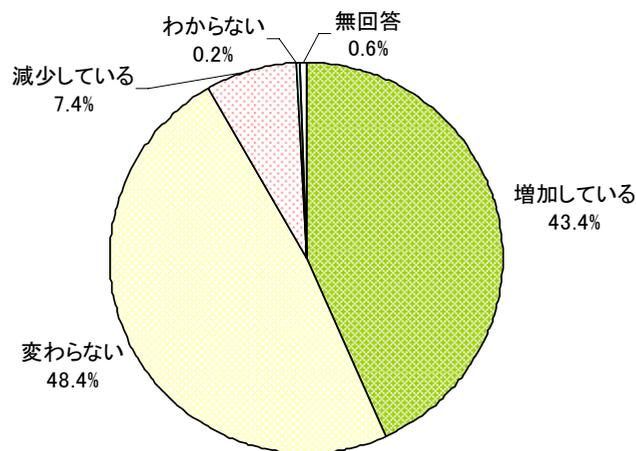
「正社員とほとんど同じ仕事に従事する非正社員」について、3年前と比べ「増加している」とする事業所は43.7%、「変わらない」とする事業所は48.7%、「減少している」とする事業所は7.4%となっている。

正社員とほとんど同じ仕事に従事する非正社員がいるかどうか(事業主回答)



※「非正社員」の定義:派遣社員と職場内の請負社員を除く、契約社員、嘱託社員、臨時的雇用者、パートタイマー

正社員とほとんど同じ仕事に従事する非正社員は3年前に比べ増加しているかどうか(事業主回答)



※正社員とほとんど同じ仕事に従事する非正社員が「多数いる」、「一部いる」と回答した事業所(60.3%)の回答

出所:多様化する就業形態の下での人事戦略と労働者の意識に関する調査(平成17年 (独)労働政策研究・研修機構)

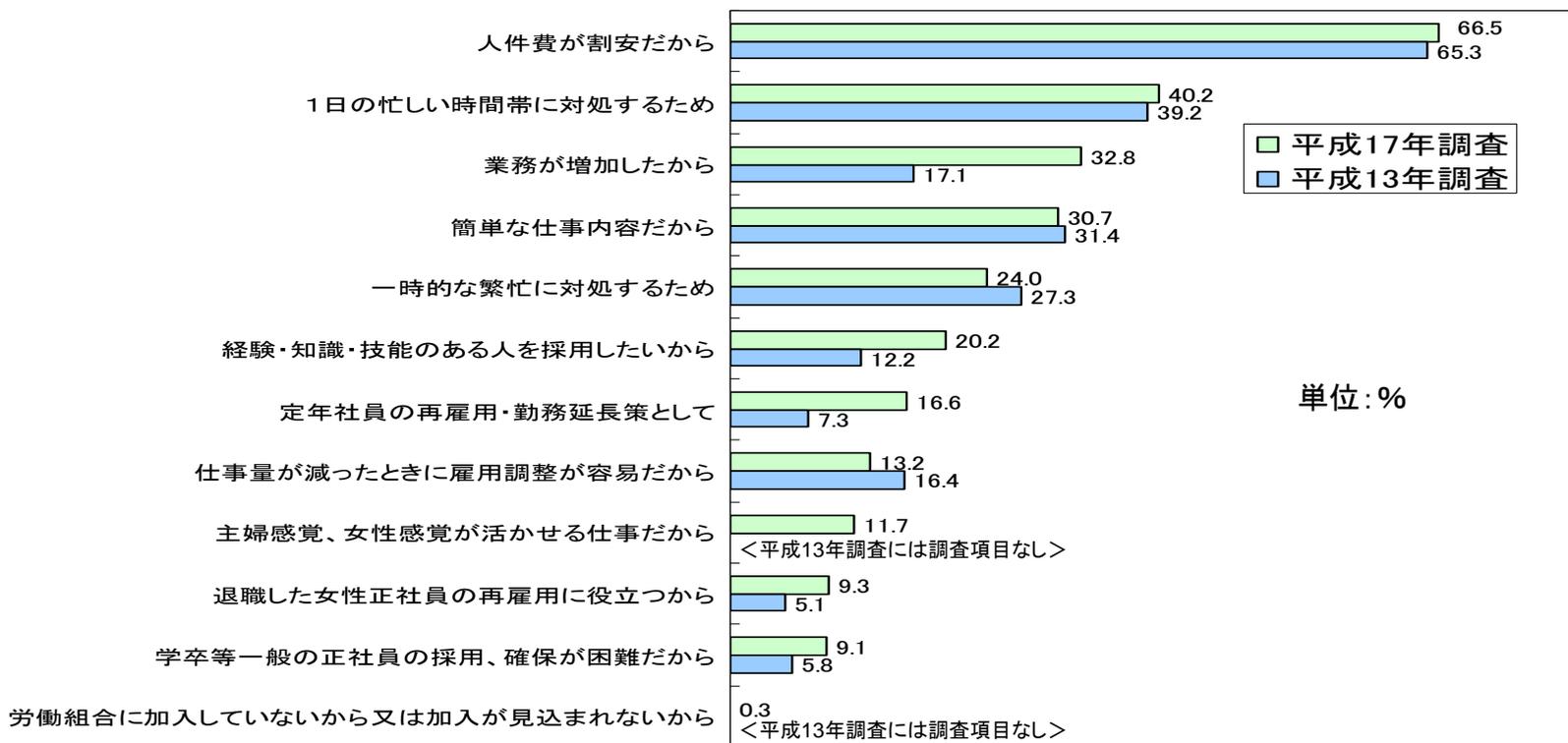
※1 全国の従業員数30名以上の事業所について、(株)帝国データバンクのデータベースから業種・規模別に層下無差別抽出した10,000所を調査。有効回答数870件。調査期間は平成17年12月9日~22日。

※2 「パートタイマー」の定義は、雇用期間1ヶ月を超えるか又は定めないもので、パートタイマーその他これに類する名称で呼ばれる者

8. パートを雇用する理由

事業主がパート労働者を雇用する理由としては、「人件費が割安だから」「1日の忙しい時間に対処するため」「業務が増加したから」「簡単な仕事内容だから」などが多くなっている。

パート労働者を雇用する理由別割合（複数回答）



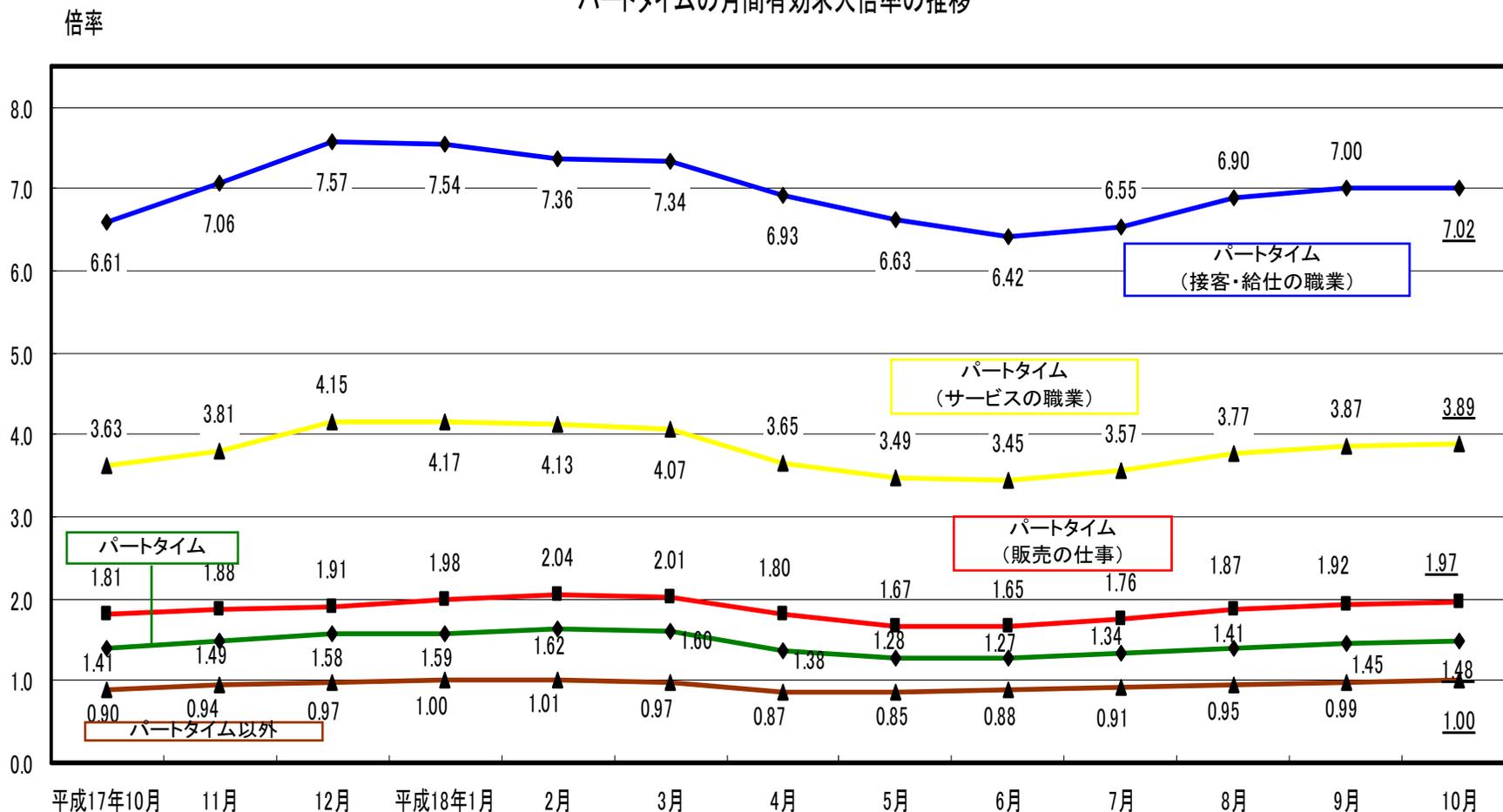
(注)パート労働者：正社員以外の労働者で、呼称や名称にかかわらず、1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者。(正社員以外の労働者のうち、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者は含まれていない。)

出所：平成13年パートタイム労働者総合実態調査（厚生労働省）
平成17年パートタイム労働者実態調査（(財)21世紀職業財団）

9. 求人・求職状況

パートタイム労働者の有効求人倍率は1を大きく上回っている。特に接客・給仕の職業については6～7のあたりで推移している。

パートタイムの月間有効求人倍率の推移



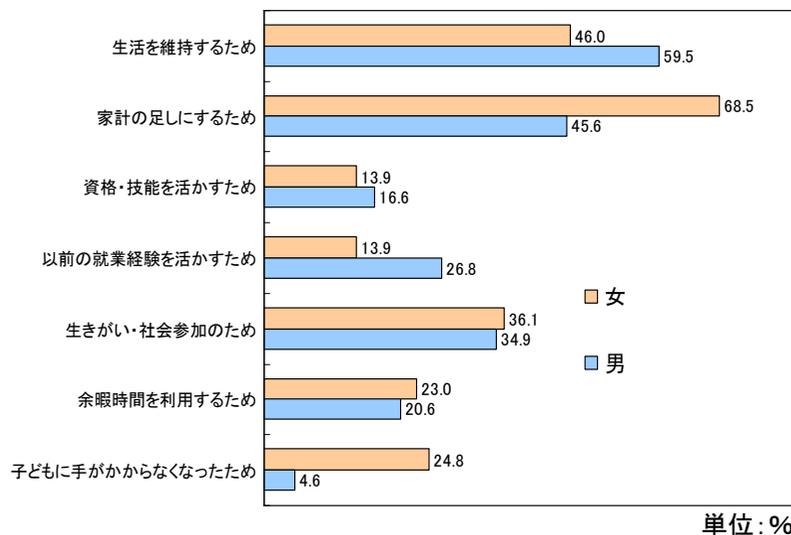
出所: 労働市場情報提供事業 ((財)雇用情報センター)

10. パートで働く理由

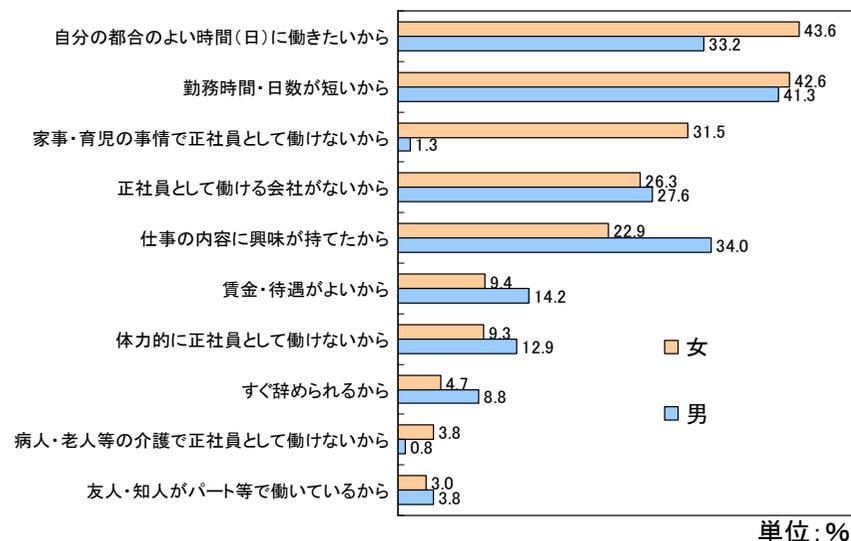
○パートとして働いている理由は、男性では「生活を維持するため」が最も多く、次いで「家計の足しにするため」となっているのが、女性では、「家計の足しにするため」が最も多く、次いで「生活を維持するため」となっている。

○「パート」を選んだ理由は、男性では「勤務時間・日数が短いから」が最も多く、次いで「仕事の内容に興味を持てたから」となっているが、女性では、「自分の都合のよい時間(日)に働きたいから」が最も多く、次いで「勤務時間・日数が短いから」となっており、「正社員として働ける会社がないから」は男女とも4分の1程度になっている。

働いている理由別割合(複数回答)



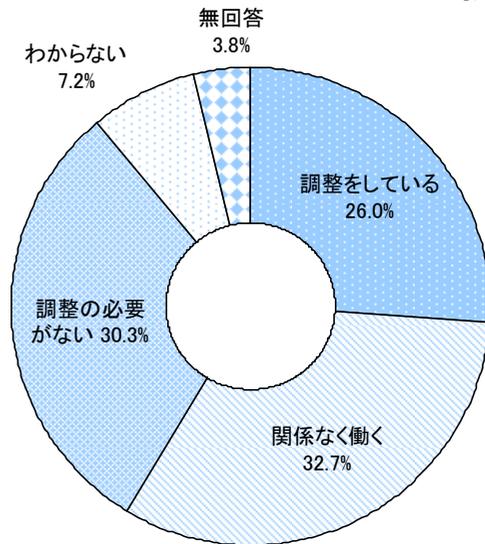
「パート」としての働き方を選んだ理由別割合(複数回答)



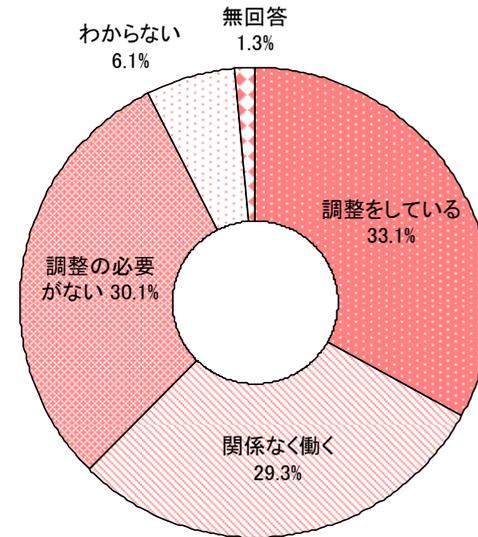
(注)パート労働者: 正社員以外の労働者で、呼称や名称にかかわらず、1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者。(正社員以外の労働者のうち、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者は含まれていない。)

年収等について何らかの「調整をしている」パートタイム労働者は男性で26.0%、女性で33.1%に上っている。

就業調整の有無



男性



女性

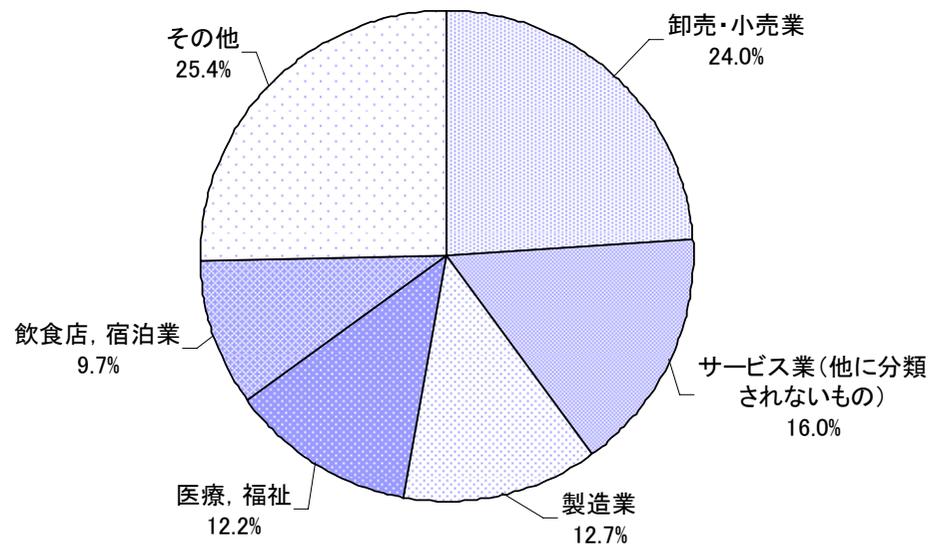
(注)パート労働者: 正社員以外の労働者で、呼称や名称にかかわらず、1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者。(正社員以外の労働者のうち、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者は含まれていない。)

出所: 平成17年パートタイム労働者実態調査 ((財)21世紀職業財団)

11. 業種別就業者

パート労働者の業種別分布を見ると、「卸売・小売業」「その他サービス業」「製造業」で全体の過半数を占める。

パートタイム労働者の業種別割合

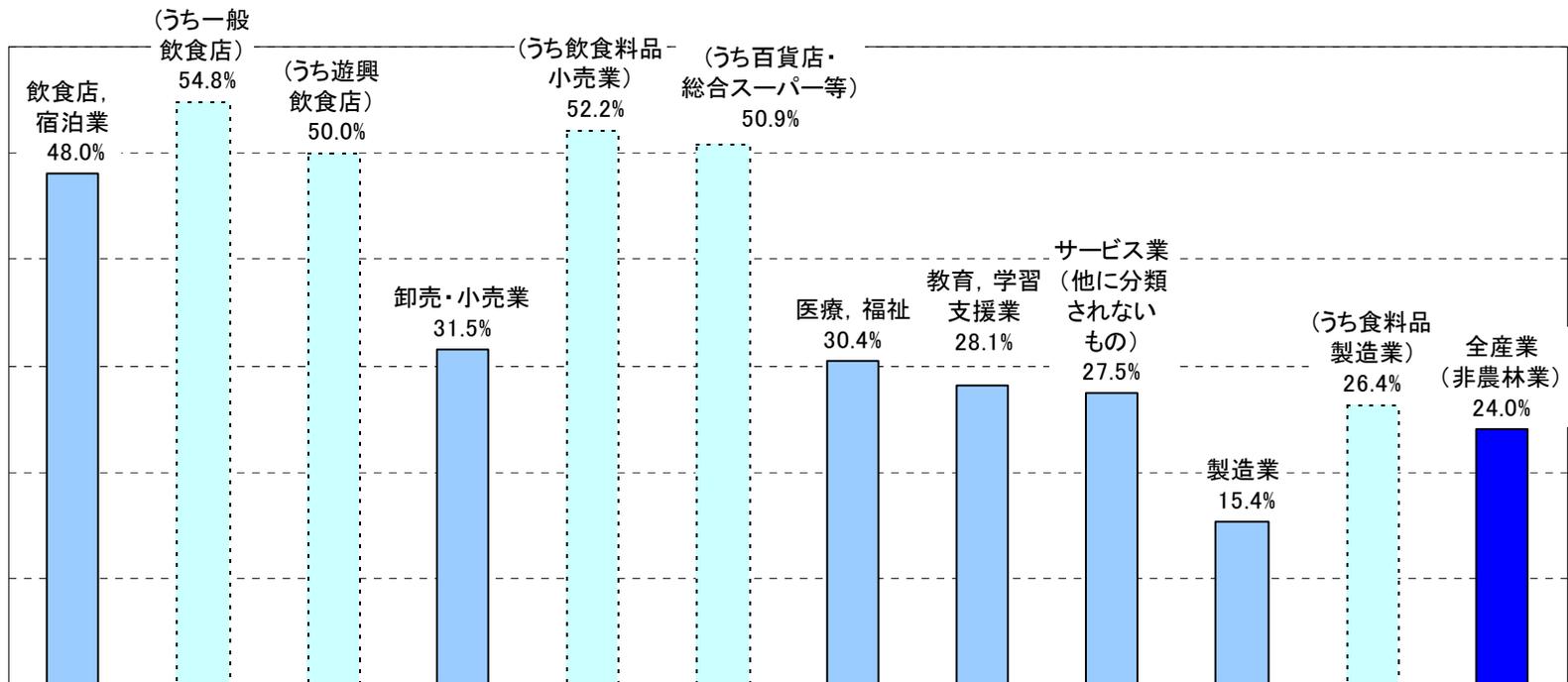


(注)パート労働者:週間就業時間が35時間未満の雇用者

出所:平成17年労働力調査(総務省)

業種別に、雇用者に占めるパート労働者の割合を見ると、「飲食店、宿泊業」、「卸売・小売業」「医療、福祉」などで高くなっている。

業種別雇用者に占めるパート労働者の割合

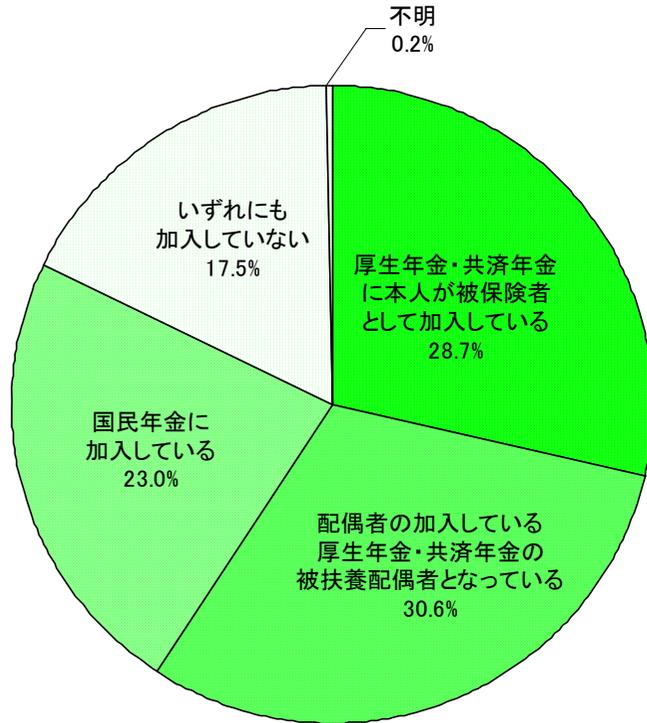


(注)パート労働者:週間就業時間が35時間未満の雇用者

出所:平成17年労働力調査(総務省)

12. パート労働者の公的年金の加入状況

厚生年金等の公的年金加入の有無別パート数割合



(参考)平成17年パートタイム労働者実態調査((財)21世紀職業財団)

厚生年金に本人が被保険者として加入	42.1%
配偶者の加入している厚生年金の被扶養配偶者	36.5%
国民年金に加入	14.0%
いずれにも加入していない	6.0%
無回答	1.5%

(注)パート労働者:正社員以外の労働者で、呼称や名称にかかわらず、1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者。(正社員以外の労働者のうち、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者は含まれていない。)

(注)調査対象:常用労働者5人以上の12,707事業所(有効回答数9,730、有効回答率76.6%)に雇用されるパートタイム等労働者28,722人(有効回答数21,855、有効回答率76.1%)

出所:平成13年パートタイム労働者総合実態調査(厚生労働省)

(注)調査対象:常用労働者5人以上の13,000事業所(有効回答数2,821、有効回答率21.7%)に雇用されるパートタイム等労働者26,000人(有効回答数4,347、有効回答率16.7%)

(参考1)厚生年金の標準報酬月額の下限(98,000円)の算定方法(平成12年 制度改正時)

直近の地域別最低賃金(最低値) × 直近のサービス業を除く調査産業計(事業所規模5人以上)の出勤日数の平均

$$= 4,712\text{円(平成10年度(日給)(宮崎県))} \times 20.7\text{日(平成9年)}$$

$$= 97,538\text{円}$$

$$\approx 98,000\text{円}$$

※現在の最低賃金に当てはめると

$$610\text{円(平成18年度(時給)(青森他4県))} \times 8\text{時間} \times 19.8\text{日(平成16年)} = 96,624\text{円}$$

平成18年度地域別最低賃金

都道府県名	最低賃金時間額 (単位:円)	発効年月日
北海道	644	平成18年10月1日
青森	610	平成18年10月1日
岩手	610	平成18年10月1日
宮城	628	平成18年10月1日
秋田	610	平成18年10月1日
山形	613	平成18年10月1日
福島	618	平成18年10月1日
茨城	655	平成18年10月1日
栃木	657	平成18年10月1日
群馬	654	平成18年10月1日
埼玉	687	平成18年10月1日
千葉	687	平成18年10月1日
東京	719	平成18年10月1日
神奈川	717	平成18年10月1日
新潟	648	平成18年9月30日
富山	652	平成18年10月1日

都道府県名	最低賃金時間額 (単位:円)	発効年月日
石川	652	平成18年10月1日
福井	649	平成18年10月1日
山梨	655	平成18年10月1日
長野	655	平成18年10月1日
岐阜	675	平成18年10月1日
静岡	682	平成18年10月1日
愛知	694	平成18年10月1日
三重	675	平成18年10月1日
滋賀	662	平成18年10月1日
京都	686	平成18年10月1日
大阪	712	平成18年9月30日
兵庫	683	平成18年9月30日
奈良	656	平成18年10月1日
和歌山	652	平成18年10月1日
鳥取	614	平成18年10月1日
島根	614	平成18年10月1日

都道府県名	最低賃金時間額 (単位:円)	発効年月日
岡山	648	平成18年10月1日
広島	654	平成18年10月1日
山口	646	平成18年10月1日
徳島	617	平成18年10月1日
香川	629	平成18年10月1日
愛媛	616	平成18年10月1日
高知	615	平成18年10月1日
福岡	652	平成18年10月1日
佐賀	611	平成18年10月1日
長崎	611	平成18年10月1日
熊本	612	平成18年10月1日
大分	613	平成18年10月1日
宮崎	611	平成18年10月1日
鹿児島	611	平成18年10月1日
沖縄	610	平成18年10月1日

※日給額は、平成14年以降廃止。

※最低賃金とは

最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その額以上の賃金を労働者に支払わなければならない制度。最低賃金は、地方最低賃金審議会(公・労・使三者構成)の審議を経て、地方労働局長が決定する。

(参考)

○最低賃金法(昭和34年法律第137号)(抄)

第5条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(参考2) 雇用保険制度における短時間労働者への適用範囲の変遷

適用労働者の範囲の変遷

昭和50年～

- ・所定労働時間: 通常の労働者のおおむね4分の3以上かつ22時間以上
- ・年収: 52万円以上
- ・雇用期間: 反復継続して就労する者であること



平成元年～

- ・週所定労働時間: 22時間以上
- ・年収: 90万円以上
- ・雇用期間: 一年以上(見込み)

- 就業形態の多様化が進展し、パート労働者が経済社会の重要な労働力となってきたことを踏まえ、雇用保険制度においてもパート労働者の生活の安定、福祉の増進を図ったもの
- 「22時間」については、当時の法定労働時間(週44時間)の2分の1に相当する時間
- 「90万円」については、当時の人事院規則における被扶養者の基準を勘案したもの



平成6年～

- ・週所定労働時間: 20時間以上
- ・年収: 90万円以上
- ・雇用期間: 一年以上(見込み)

- 労働基準法改正による週40時間制の実施等に対応し、その2分の1に相当する時間とした



平成13年～

- ・週所定労働時間: 20時間以上
- ・年収: (年収要件を廃止)
- ・雇用期間: 一年以上(見込み)

- 雇用就業形態の多様化に対応し、パート労働者が収入の多寡によらず経済社会における重要な労働力であることが反映されるよう、年収要件を廃止

(参考) 失業保険法時代(昭和50年前)の適用基準

- ① 所定労働日が、通常の労働者のそれと同様であること。
- ② 一日の所定労働時間が、原則として、おおむね、6時間以上であること。
- ③ 常用労働者として雇用される見込みの者であること。
- ④ 賃金の月額が一定額以上であること。
- ⑤ 労働時間及び賃金を除くその他の労働条件が、当該事業所の通常の労働者のそれと、おおむね、同様であること。
- ⑥ 他の社会保険において被保険者として取り扱われていること。

雇用保険の一般被保険者数の推移

単位:人

	一般被保険者		
	短時間以外	短時間	
昭和63年度	28,834,043		
平成元年度	29,719,230		
平成2年度	30,755,336		
平成3年度	31,681,362	31,420,511	260,851
平成4年度	32,380,949	32,033,048	347,901
平成5年度	32,698,627	32,274,365	424,262
平成6年度	32,924,624	32,485,866	438,758
平成7年度	33,088,666	32,600,611	488,055
平成8年度	33,304,180	32,738,600	565,580
平成9年度	33,488,983	32,834,971	654,012
平成10年度	33,317,528	32,573,930	743,598
平成11年度	33,052,958	32,214,355	838,603
平成12年度	33,063,068	32,121,417	941,651
平成13年度	33,277,464	31,998,827	1,278,637
平成14年度	33,143,535	31,654,430	1,489,105
平成15年度	33,327,590	31,660,839	1,666,751
平成16年度	33,891,135	32,086,685	1,804,450
平成17年度	34,464,199	32,541,536	1,922,663

(注)数値は年度平均値

(参考3) 諸外国における短時間労働者に対する適用

○アメリカ [2006年]

被用者については、報酬 (earnings) の多寡や労働時間の長短を問わず、すべて適用し、保険料が賦課される。(年金額算定の根拠となる保険料記録は、年970ドル [111,065円] 以上の収入について行われる。)

○イギリス [2006年]

報酬 (earnings) が週84ポンド [17,052円] 以上の被用者は強制加入。(低所得者・無業者などは任意加入。)
※週84ポンド→年換算 (5.2倍) すると4,368ポンド [886,704円] に相当

○ドイツ [2005年]

月の報酬 (earnings) が400ユーロ [54,600円] 以上又は週の労働時間が15時間以上である場合は強制加入。(400ユーロ未満かつ週の労働時間が15時間未満の場合は任意加入。)(加入しない場合でも、事業主に対して、年間2か月又は50日未満の短期間雇用の場合を除き、報酬の12%に相当する保険料が賦課される。)
※月収400ユーロ→年換算 (1.2倍) すると4,800ユーロ [655,200円] に相当

○フランス [2004年]

報酬 (earnings) を有する者については、強制適用対象となる。(年1,522ユーロ [201,665円] 以上の収入がある場合1四半期の保険期間を得ることができる(1暦年につき最大4四半期まで)。)

○スウェーデン [2006年]

申告対象となる収入 (income) (年間16,800クローネ [252,000円] 以上) を有する者は強制加入。

○オランダ [2006年] : 被用者はすべて強制加入。

○カナダ (カナダ年金制度: 所得比例年金) [2005年]

年間基礎控除額 (年間3,500ドル [295,750円]) を超える報酬 (earnings) を有する者は強制加入。

(注) 資料中の円表示は、日本銀行「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」より、それぞれ調査年の平均レートを算出し、換算 (1ドル=114.5円、1ポンド=203円、1ユーロ=132.5円 (2004年)、136.5円 (2005年)、1クローネ=15円、1カナダドル=84.5円)。